

# 官報号外

平成元年三月二十四日

## ○第一百十四回 衆議院会議録 第七号

平成元年三月二十四日(金曜日)

議事日程 第八号

平成元年三月二十四日

午後一時開議

第一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める法律案(内閣提出)

第十 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

公害等調整委員会委員任命につき同意を求める件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求める件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求める件

日程第一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第五 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙 公害等調整委員会委員任命につき同意を求める件等二件

日程第八 在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第十 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十七 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十三 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十七 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三十九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十二 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十三 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十七 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四十九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(午後一時一分開議) 午後一時一分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙を行います。

○自見庄三郎君 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 白見庄三郎君の動議に御異議はないませんか。

○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) よって、動議のとおり決しました。

○議長(原健三郎君) 議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に渡辺栄一君を指名いたします。

○議長(原健三郎君) お詫びいたします。

○議長(原健三郎君) 公害等調整委員会委員任命につき同意を求める件

○議長(原健三郎君) 中央更生保護審査会委員任命につき同意を求める件

○議長(原健三郎君) 日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求める件

○議長(原健三郎君) 内閣から、

○議長(原健三郎君) 公害等調整委員会委員に海老原義彦君を、

○議長(原健三郎君) 中央更生保護審査会委員に内山喜久雄君を、

○議長(原健三郎君) 日本銀行政策委員会委員に草場敏郎君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと申し出があります。

○議長(原健三郎君) まず、公害等調整委員会委員及び日本銀行政策委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、いざれも同意を与えるに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議はないませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 住宅金融公庫法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出)  
○議長(原健三郎君) 日程第一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長野呂田芳成君。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○野呂田芳成君登壇  
○野呂田芳成君 ただいま議題となりました二法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本案は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
以来、特別措置法に基づく各般の事業が実施されたことにより相応の成果を上げてきてはいるもの

状況のもとに置かれていることから、本土との格差の是正及び国土の均衡ある利用を図るために、現行法の有効期限をさらに五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、

三月二十二日内海国土長官から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、直ちに採決の結果、

本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、振興開発計画に対する

地元市町村の意向の反映等四項目の附帯決議が付されました。

さきました。

次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るため、住宅金融公庫等の業務について、一括して借り上げが行われる賃貸住宅に対する貸付制度の創設、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限額の算定方法の適正化、比較的小規模な敷地を活用した低層耐火建築物等に対する貸付制度の創設、特別割り増し貸付制度の適用期間の延長、住宅融資保険制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、中島武敏君から日本共産党・革新共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案は少数をもって否決されました。続いて原案について採決いたしましたところ、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、住宅地対策の積極的

促進等五項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。  
まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はないませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第三、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長田原隆君。

日程第三 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(原健三郎君) 日程第三、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長田原隆君。

〔本号末尾に掲載〕

○田原隆君 登壇  
○田原隆君 ただいま議題となりました織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

最近における円高の定着、アジアNIESの追いまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、織維工業の構造改善を推進するため、

○議長(原健三郎君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議はないませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

その主な内容は、

第一に、構造改善事業計画の承認制度を、その事業が相互に密接に関連する織維事業者等の連携に関する計画に対するものに改めるとともに、構造改善事業を円滑にするための商工組合等による構造改善円滑化事業の計画の承認制度を創設すること。

第二に、構造改善を効果的に推進する観点から、政府は、織維工業の高度化のための事業を総合的に行う織維工業高度化促進施設、いわゆる織維リソースセンターの整備に必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めることとし、産業基盤整備基金に同センターの整備事業に対する出資業務を追加するとともに、織維工業構造改善事業協会に同センターの整備事業に必要な資金の借り入れに係る債務保証等の業務を追加すること、第三に、法律の廃止期限を平成六年六月三十日まで五年間延長すること等であります。

本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、三月二十二日三塙通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議はないませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(原健三郎君) 日程第四、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長 堀之内久男君。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○堀之内久男君登壇

○堀之内久男君 大だいま議題となりました農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に制定され、昭和四十一年以来六回にわたり同法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間の延長措置を講じてきたところであります。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいりたのであります。全国的には依然として、規模の小さい農協、行政区域未満の農協が多数存在し、これら農物輸入自由化の進展による影響が懸念されるに至っており、系統農協では、組織の全力を挙げ農協合併の推進に取り組むこととして、農業協同組合合併助成法の再延長を要望しているところであります。

本案は、こうした課題にこたえるため、平成元年三月三十一日をもって期限切れとなる同法に基づく合併経営計画の認定期間を、平成元年四月一日から平成四年三月三十一日まで延長することとし、この合併経営計画の認定を受けて合併する農業協同組合に対し、従前と同様に、法人税 登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、租税特別措置法等関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助としようとするものであります。

以上が本案提出の趣旨及び内容であります。

本法律案は、三月二十三日農林水産委員会において、多數をもつて委員会提出の法律案としており決定いたしましたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください

ますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 取扱特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 関税税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第五、取扱特別措置法の一部を改正する法律案、日程第六、関税税率法等の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長中村正三郎君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第五及び第六とともに、内閣提出、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○自見庄三郎君登壇

○自見庄三郎君 大だいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第五 取扱特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 関税税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第五、取扱特別措置法の一部を改正する法律案、日程第六、関税税率法等の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長中村正三郎君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

○中村正三郎君 大だいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(原健三郎君) 中村正三郎君の動議に御異議はございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第五及び第六とともに、内閣提出、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

○議長(原健三郎君) 初めに、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、税制改革の円滑な実施に配意する措置及び地域の活性化、社会政策上の配慮等の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等の改正を行おうとするものであります。

第一に、我が国の市場の一層の開放を図る等の由来に關連した関税上の措置を講ずるほか、旅行者等の別送貨物について簡易税率を適用する等所要の改正を行うこととしております。

第二に、海洋開発用物品の免税制度の廃止、加工再輸入減税制度の対象物品の拡充等を行うこととしております。

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案外二案

ため所要の改正を行うとともに、覚せい剤、大麻等を輸入禁制品に追加することとしております。

第四回 平成元年三月末に適用期限の到来する、暫定税率及び閏税の免税還付制度について、これらの適用期限を延長する等の改正を行うこととしております。

これら両法律案につきましては、三月二十二日  
村山大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、  
直ちに質疑に入り、二十三日質疑を終了いたしま  
した。次いで、租税特別措置法の一部を改定する

法律案について討論を行った後、兩法律案を順次採決いたしました結果、いずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への

加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

おして、一概に皆に問うる総選会が議論が成り立つました。これに基づき、この法律案は、政府が同行に対し、四十一億千四百四十万協定ドル、米ドル換算で約五十億ドル相当の範囲内において追加出

資を行うことができるよう所要の措置を講ずるものであります。

ら提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、質疑終了後、採決いたしましたところ、多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○中村正男君・私は、日本社会党・護憲共同を代  
〔中村正男君登壇〕

表いたしまして、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

昨年末、政府と自民党が一体となつて强行成立させた消費税が、国民の不安の目が注視する中、四月一日からいよいよ実施されようとしています。既に消費税が課税される以前から、経済社会の広範囲にわたってさまざまな悪影響が出てきており、消費税反対の声が一層大きくなっています。既に消費税の課税が実施された場合、大きな混乱が生ずるのは火を見るよりも明らかであります。

課税対象、課税対象外、非課税、輸出、さらには設備投資など帳簿づけも今までどおりでは済まず、一工夫も二工夫も要るようあります。また、非課税、簡易課税、限界控除による有利さを求めて企業分割や合併・統合、材料無償提供形態の取扱いの拡大など経済取引が大きく変動するのは目に見えています。消費税は経済に対して中立でもなければ、公平な税金でもないことは明らかなのであります。

好景気を反映し、国税だけで、年度内減税を加味すれば、八七年度で当初見積もりを七兆四千億円程度上回る租税収入があり、今年度も同じく年度内減税を加味して補正で既に当初見積もりを五兆円超えているほど好調な税収が続いていることがあります。

また、この好調な税収状況は、消費税導入の政府の理由づけをも否定しているのであります。財務危機への対応といふのはもはや理由にはなりませんし、直接税中心では財源確保が困難といふのもそれほど説得力は持ち得ません。高齢化社会と消費税とを一直線に結びつけることは、防衛費の突出優遇、福祉切り捨ての財政運営の現状を見る限り、到底不可能と言わなければなりません。そして、不公平感が緩和されしなければ、不公平を是正するどころかかえって拡大するのであります。

今、竹下内閣が英断を持って実行しなければならないことは、こうした欠陥の大きい消費税の円滑な実施のために小手先の対策を講じることではなく、消費税導入を中止することです。その上で、国民合意の税制改革を実現するために、国民的な議論を行ふことを行ふことであります。つい立ち初めの税金であるから最初は多少混乱するだろうが、なれば消費税も定着するというような言葉を説得して全国を行脚しても仕方がありません。

いぐさは、無責任きわまりないと言わなければなりません。

以上に述べましたように、国民の大多数が反対をし、問題の多い消費税の実施を前提にして、ということだが、本法案に反対する第一の理由であります。(拍手)

反対する第二の理由は、本法案が不公平税制(?)を、問題の多い消費税の実施を前提にして、ということだが、本法案に反対する第一の理由であります。(拍手)

租税特別措置の整理合理化と言いつつ、合理化されるどころか、かえってその効果の不明な特措置がふやされており、税制が複雑化し、ひづれが拡大しているのであります。

経済社会はまさに国際化を深めておりますが、それを理由に法人税の基本税率の引き下げが実現されようとしております。しかし、基本税率を引き下げるのであれば、諸外国並みに特別措置を整理し、課税ベースを拡大することが不可欠であります。税制改革法案審議の際、政府は、賞与引当金、貸倒引当金、退職給与引当金などを圧縮しき、三千億円程度の増収を見込んでいたのであります。来年度は実施されませんし、何を、いつ、どのように改革するのか、いまだに明らかにされていません。そもそも主要諸国が法人税の税率を引き下げを行う最大の目的は、競争力の強い日本企業に対抗するためであることを反省する必要があると言えます。

第三の理由としては、土地税制改革の不十分性を指摘しなければなりません。

税制改正の柱として土地税制が挙げられ、本法案には、登録免許税の課税標準の特例の廃止や、取用等の場合の譲渡所得の特別控除が三千万円から五千万円に、農地保有合理化等の場合は五百円が八百万円に引き上げられるなどの改正が行なわれますが、土地対策としては全く不十分であると言わざるを得ません。

東京を始めとした大都市の地価の高値維持、地方都市への地価上昇の波及によって、都市周辺に

一一四

住む労働者は持ち家をあきらめざるを得ない状況に追い込まれ、家賃の大幅上昇に直面しているのであります。一般的の労働者が環境の整備された住宅に住めるようになると、安い地価が必要不可欠の条件であり、抜本的な土地制度の改革と、それに合わせて土地税制の根本的な改革が急務です。今回のような一年限りの租税特別措置の改正で何ができるのか、疑問を持たざるを得ないのであります。

債に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。科学技術委員長中川秀直君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

さいませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

卷之三

本案に付し附帯決議が付され  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 日程第八、在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に付いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(原謙三郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務

田程第九 收送法第三十七卷第二頁

する外務公務員の給与に関する法律の一部を  
改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔玉生孝久君登壇〕

○議長(原健三郎君) 日程第九、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

王生季外君　たないを譲題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務官員の台帳に関する法律の一部を改正する法律

君。

公務員の経験に関するお尋ねの一言を記入する旨を規定する  
案につきまして、内閣委員会における審査の経過  
及び結果を御報告申し上げます。

放送法第三十七条规定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

第一に、在ウイーン国際機関日本政府代表部  
在マーシャル日本国大使館及び在ミクロネシア

「關英次郎先生著書」

本国大使館を設置するとともに、これらの在外公

〔处英次郎君名填〕

館に勤務する在外職員の在勤基本手当の基準額を定めること。

○炮英次郎君　たたいま議題となりました辺境第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める

**案** 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に對する三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるもの

する外務公務員の  
一一五

の件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

受信料について申し上げます。

受信料については、現行のカラーコード契約月額一千円を千七十円に改める等の改定を行うほか、新たに衛星カラーコード契約月額二千円等の衛星料金を含む受信料を八月から設定すること等としております。

一般勘定の事業収支においては、収入は三千九百十四億三千万円、支出は四千五十六億九千万円となっており、不足額百四十二億六千万円につきましては、借入金をもって補てんすることとしております。

一般勘定の資本収支については、収入は八百九十五億七千万円、支出は七百五十三億一千万円となつております。このうち、建設費として衛星放送の継続に必要な設備の整備、老朽の著しい放送機器の更新整備等のために五百六十一億円を計上しております。

また、債務償還に必要な資金百七億六千万円については、借入金をもって補てんすることとしております。

次に、事業計画について、その主なものを申し上げますと、全国あまねく受信ができるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行うこと、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること、受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること等としております。

これらの実施に当たっては、要員の削減等業務の合理的、効率的運営を徹底することといたしております。

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達によるものであります。

受信料については、現行のカラーコード契約月額一千円を千七十円に改める等の改定を行うほか、新たに衛星カラーコード契約月額二千円等の衛星料金を含む受信料を八月から設定すること等としております。

本件は、去る三月十四日通信委員会に付託され、委員会においては、昨二十三日片岡郵政大臣から提案理由の説明を、また、池田日本放送協会会長から補足説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、事業計画について、その主なものを申し上げますと、

全国あまねく受信ができるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行うこと、

視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること、受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること等としております。

日程第十 地方税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)  
日程第十一 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

新東京国際空港周辺整備のための消防施設強化促進法の一部を改正する法律案、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長西田司君。

○西田司君登壇

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

日程第十及び第十一とともに、内閣提出、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔西田司君登壇〕

○西田司君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、二月十七日本委員会に付託され、昨二十三日坂野自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日質疑終了後、討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられました。採決の結果、本件は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を平成五年度まで延長するとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を十分の四以内に改めようとするものであります。

本件は、二月十七日本委員会に付託され、昨二十三日坂野自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日質疑終了後、討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられました。採決の結果、本件は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

最後に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、新東京国際空港周辺地域における河川、農業用施設等の整備を促進するため、同空港

についての見直しを行い、あわせて、不動産取得税、固定資産税等の非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものであります。

本案は、三月十六日本委員会に付託され、昨二十三日坂野自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、地方税源の充実強化、公共料金に係る消費税の転嫁問題等について質疑応答が行われました。同日質疑終了後、討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられました。採決の結果、本件は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を平成五年度まで延長するとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を十分の四以内に改めようとするものであります。

本件は、二月十七日本委員会に付託され、昨二十三日坂野自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日質疑終了後、討論を行いましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられました。採決の結果、本件は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

最後に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本件は、新東京国際空港周辺地域における河川、農業用施設等の整備を促進するため、同空港

周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、二月十七日本委員会に付託され、昨一

十三日坂野自治大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第十及び第十一の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求める審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はありませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

○議長(原健三郎君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長友納武人君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○友納武人君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

委員会においては、本日提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国立劇場法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進めることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はありませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出) 国立劇場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長工藤巖君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 国立劇場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長工藤巖君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 国立劇場法の一部を改正する法律案を議題となりました。

本案は、オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等現代舞台芸術の振興及び普及を図るため、特殊法人国立劇場に現代舞台芸術の業務を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

本案は、オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等現代舞台芸術の振興及び普及を行なうため、特殊法人国立劇場に現代舞台芸術の業務を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

第一に、国立劇場の目的に、現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図ることを追加すること、

第二に、役員の任命に関しては、行政改革の趣旨に沿って、理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命するものとすること、

第三に、国立劇場の業務に、現代舞台芸術の公演のための劇場施設を設置する等現代舞台芸術関係の業務を追加すること、

第四に、罰則等に関して、所要の規定の整備を行うこと、

第五に、この法律は、平成元年四月一日から施行すること、

本案は、去る二月二十二日本院に提出され、大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行なわれること、

第六に、この法律は、平成元年四月一日から施行すること、

本案は、去る二月二十二日本院に提出され、大臣に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

出席國務大臣

法務大臣 高辻 正己君

外務大臣 宇野 宗佑君

大蔵大臣 村山 達雄君

文部大臣 西岡 武夫君

農林水産大臣 羽田 政君

通商産業大臣 三塚 博君

郵政大臣 片岡 清一君

官 報 (号 外)

○朗読を省略した議長の報告

一、去る三日、本院は、北海道開発審議会委員に衆議院議員阿部文男君、同渡辺省一君、同町村信孝君、同小林恒人君及び同藤原房雄君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る三日、本院は、中央選舉管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

吉岡  
上坂  
駿河  
惠一君  
明君  
哲男君  
堺家  
鈴木  
嘉良君  
一弘君

(通知書受領及び通知)

昭和六十二年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十三年度政務監察機関補正予算（概要）

一 去る七日 参議院議長から 次の法律の公布

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保險金の支払財源の不足に充てるための

一般会計からする繰入金に関する法律  
去る七日、土屋参議院議長から原議長あて、  
参議院は中央選挙管理委員会委員及び同予備委員を  
次のとおり指名した旨の通知書を受領した。  
**中央選挙管理会委員**

吉岡 恵一君	堀家 嘉郎君
上坂 明君	鈴木 一弘君
佐久間 駿河	操君
瀬尾 忠博君	大谷 富夫君
豊田 哲男君	鈴木 一弘君
向 武男君	操君
(政府委員承認)	堀内 俊夫君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に  
通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る七日、加藤木參議院事務総長から弥富事務  
務總長あて、参議院は裁判官訴追委員中西一郎  
君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選  
任した旨の通知書を受領した。

（政府委員任命）

一、昨二十三日、原議長は、竹下内閣總理大臣申  
し出の次の者を、第百十四回国会政府委員に任  
命することを承認した。

通商産業大臣官房審議官 横田 捷宏

（政府委員退任）

一、昨二十三日、竹下内閣總理大臣から原議長あ  
て、第百十四回国会政府委員中左記のとおり異  
動があり、政府委員としての資格を失った旨の  
通知を受領した。

記

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された福島県第一区選出議員亀岡高夫君は、去る十三日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る八日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 浜田 阜二郎君（理事甘利明君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠）

理事 林 深谷 隆司君（理事浜野剛君去る十二月三十日委員長就任につきその補欠）

理事 林 保夫君（理事永末英一君去る三月委員辞任につきその補欠）

理事 中野 寛成君（理事林保夫君去る三月委員辞任につきその補欠）

理事 白井日出男君（理事岸田文武君去る十月理事辞任につきその補欠）

理事 船田 元君（理事愛知和男君去る十一月理事辞任につきその補欠）

一、去る十四日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 熊川 次男君（理事谷津義男君去る二月十三日委員辞任につきその補欠）

理事 斎藤斗志二君（理事前田武志君去る二月二十一日委員辞任につきその補欠）

一、去る十七日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 塚田 延充君（理事和田一仁君去る三月十日委員辞任につきその補欠）

理事	持永	和見君	(理事衛藤征士郎君去る)
理事	北橋	健治君	(理事滝沢幸助君去る三月八日委員辭任につきその補欠)
理事	安倍	基雄君	(理事玉置一弥君去る三月二十三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。)
科学技術委員会	理事	滝沢	幸助君(理事神田厚君去る三日委員辭任につきその補欠)
法務委員会	理事	和田	一仁君(理事小瀬正義君去る三日委員辭任につきその補欠)
内閣委員会	(常任委員辭任及び補欠選任)	一、	去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員会	辞任	川端	達夫君
		和田	吉田
	法務委員会	塚本	一仁君
	外務委員会	塚本	三郎君
文教委員会	辞任	安倍	基雄君
		永末	英一君
	大蔵委員会	河村	之久君
	外務委員会	滝沢	勝君
	文教委員会	林	延充君
北橋	辞任	塚本	幸助君
文教委員会	中野	伊藤	保夫君
林	保夫君	伊藤	英成君
		中野	寛成君

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

朗誦を省略した講長の報告

農林水産委員	辭任	神田 厚君	榆崎弥之助君	榆崎弥之助君	補欠
商工委員	辭任	中野 寛成君	北橋 健治君	北橋 健治君	補欠
建設委員	河村 謙君	勝君	小沢 正義君	正義君	補欠
科学技術委員	伊藤 川端 小沢	英成君 達夫君 正義君	川端 小沢 和田	達夫君 貞孝君	補欠
環境委員	辞任 塩川正十郎君	幸助君 滝沢 吉田 梶山 静六君	補欠 梶山	和田 一仁君	補欠
予算委員	辞任 園田 熊谷 榍山 静六君	博之君 之久君 弘君	補欠 梶山	一仁君	補欠
法務委員	辞任 村井 園田 神田	英一君 博之君 仁君	補欠 梶山	健治君	補欠
内閣委員	辞任 上村千一郎君 木間 小沢	鈴切 康雄君 元君	補欠 小川 元君	正一君	金子 満広君
予算委員	辞任 田村 清水 滝沢 幸助君	良平君 勇君	補欠 小川 元君	正一君	金子 満広君
内閣委員	辞任 上村千一郎君 木間 小沢	鈴切 康雄君 元君	補欠 伏木 和雄君	正一君	金子 満広君
予算委員	辞任 大村 古屋 河本	裏治君 敏夫君 亨君	補欠 伏木 和雄君	正一君	金子 満広君
内閣委員	辞任 大石 吉田 武藤	大出 俊君 嘉文君 亨君	補欠 伏木 和雄君	正一君	金子 満広君
予算委員	辞任 月原 前島 岡田	前島 正勝君 月原 正勝君	補欠 伏木 和雄君	正一君	金子 満広君
商工委員	辞任 逢沢 宮里	杉浦 松正君	補欠 宮里	正健君	金子 満広君
地方行政委員	辭任 二田 孝治君	月原 茂皓君	補欠 二田 孝治君	一義君	金子 満広君
商工委員	辭任 北村 直人君	熊谷 弘君	補欠 北村 直人君	一夫君	金子 満広君
建設委員	辻 鈴木 木間 中島	中島 章君 貞孝君 和雄君	辻 鈴木 木間 中島	中島 章君 貞孝君 和雄君	辻 鈴木 木間 中島
科学技術委員	辻 不破 哲三君	矢島 恒夫君	辻 不破 哲三君	矢島 恒夫君	辻 不破 哲三君
文教委員	辻 金子 満広君	山原健二郎君	辻 金子 満広君	山原健二郎君	辻 金子 満広君
議院運営委員	辻 小沢 貞孝君	伊藤 英成君	辻 小沢 貞孝君	伊藤 英成君	辻 小沢 貞孝君
決算委員	辻 米沢 隆君	辻 一彦君	辻 一彦君	辻 一彦君	辻 一彦君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員会	宮澤 喜一 武藤 嘉文君 大出 俊君 武藤 山治君
辞任	栗原 祐幸君 箕輪 登君 宮澤 喜一君 北村 直人君 古賀 誠君 柳沢 伯夫君
補欠	柳沢 伯夫君 北村 直人君 古賀 誠君 宮澤 喜一君 栗原 祐幸君
理事	山田 英介君 (理事近江日記夫君去る三月八日委員辞任につきその補欠)
理事	田中 麟秋君 (理事伊藤英成君去る三月十日委員辞任につきその補欠)
理事	岡島 正之君 (理事栗屋敏信君去る十六日理事辞任につきその補欠)
理事	関谷 勝嗣君 (理事佐藤靜雅君去る十一月十日委員辞任につきその補欠)
(常任委員死去)	た。 去る十二日、遞信委員亀岡高夫君は死去され
一、	一、去る二十二日、土地問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

物価問題等に関する特別委員	辞任	北橋 健治君	玉置 一弥君	補欠
交通安全対策特別委員	辞任	伊藤 英成君	玉置 一弥君	補欠
沖縄及び北方問題に関する特別委員	辞任	玉置 一弥君	大矢 卓史君	補欠
安全保障特別委員	辞任	林 保夫君	田中 慶秋君	補欠
土地問題等に関する特別委員	辞任	米沢 隆君	川端 達夫君	補欠
	伊藤 英成君	伊藤 英成君		





五カ所については取り替えを行ったとされているが事実か。また、昭和四十九年の調査から現在までに十五年も経過しており、当時以上に腐食は進んでいると思われるが、米軍及び政府は腐食度を承知しているのか。現時点の腐食度、埋設の深さ、通行車両の重量等の関係で安全性は確保されているのか。腐食度五〇%以上の場合を明らかにするとともに早急に改修を要求すべきだと思うがどうか。

五、米軍のパイプラインの管理のずさんについて  
では、昭和五十六年十月十五日外務委員会で私が指摘してきた。当時の防衛施設庁施設部連絡調整官は、「パイプラインの安全について非常に関心を持ち、機会あるごとに米軍に安全確保するよう申し入れている」と答弁しているが、今まで、どのような方法でどのように申入れをしたのか。また、外務省浅尾北米局長は「合同委員会本体に上げる」と答弁しているが、この問題を合同委員会でどういう論議をしたのか。

六、パイプラインは、市街地を通過し、周辺には数多くの住宅、小学校等が所在しているが、フェンス外のパイプラインには我が国の消防法の適用があるのか。消防法の適用がないのであれば消防法にかわるべき米側の法律があるのか。あるならその内容を示し、我が国の法律との相違点を明らかにせよ。

七、パイプライン事故が起きた際、日本政府の予算で敷設した場合と米軍予算で敷設した場合で責任者は異なるのか。それともすべての事故は米軍が責任を負うのか。日本政府に責任があるとするなら具体的にどのような責任を有するのか。条約上、法律上の根拠を示せ。

八、宜野湾市、浦添市間の約四、六〇メートル（バルブボックス二〇～二八）のパイプラインは、米軍は使用しておらず、しかも住宅過密地域を縦貫し、敷地部分は市民の日常生活、児童生徒の通学路として常時使用され、道路中央に

はバルブボックスがあるため見通しが悪く、交通事故等が頻発しており、極めて危険な状況にある。安全確保上も早急に返還せしめるべきだと思うがどうか。その見通しと時期について明らかにせよ。

内閣衆質一四第八号  
平成元年三月七日

内閣總理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員玉城栄一君提出米軍のパイプラインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉城栄一君提出米軍のパイプラインに関する質問に対する答弁書

沖縄における米軍送油管の油漏れ事故件数等は、別表のとおりである。

二について

事故原因については、現在米軍が調査中であると承知している。

米軍は、事故発生後、直ちにバルブを開鎖し、流出燃料の回収を行い、埋設送油管を掘り出して点検修理を行っていると承知している。

沖縄における米軍送油管の油漏れ事故一覧表(昭和四十七年五月十五日以降)					
事故発生年月日	事故発生場所	事 故 概 要	被害の有無		
昭和四十九年四月二日	那覇港湾施設(西側) ビーチ付近	送油管の亀裂により航空燃料(JP-1)約一万七千ガロンが流出	無し		
昭和四十九年六月十日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	送油管の接続部分の亀裂により航空燃料(JP-4)約六百ガロンが流出	無し		
昭和四十九年六月十一日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	送油管の接続部分が緩み航空燃料(JP-1)約三ガロンが流出	無し		
昭和四十九年十二月五日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	車両の衝突により(推定)送油管から航空燃料(JP-4)約五百ガロンが流出	無し		
昭和五十一年一月十三日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	送油管の接続部分のパッキンが破損によりディーゼル油約二百ガロンが流出	無し		
昭和五十一一年一月二十六日	陸軍貯油施設(バルブボックス三十五)	送油管の接続部分のパッキンが破損によりディーゼル油約四千二百ガロンが流出	無し		

米軍が敷設した送油管は、具志川市、沖縄市、中頭郡北谷町、宜野湾市及び浦添市に所在し、延長は約十三キロメートル、敷設の時期は昭和二十年代後半から昭和五十六年までの間に承知している。

また、政府が敷設した送油管は、具志川市、沖縄市、中頭郡嘉手納町及び中頭郡北谷町に所在し、延長は約二十四キロメートル、敷設の時期は昭和五十一年から昭和六十三年までの間に承知している。

沖縄市、中頭郡嘉手納町及び中頭郡北谷町に所在し、延長は約二十四キロメートル、敷設の時期は昭和五十年代後半から昭和五十六年までの間に承知している。

沖縄市、中頭郡北谷町に所在し、延長は約二十四キロメートル、敷設の時期は昭和五十年代後半から昭和五十六年までの間に承知している。

所要の措置を講ずるよう必要に応じ米側に申入れを行つてきているところである。

六について  
御質問の送油管の米軍による設置又は管理については、我が国の消防法の適用はないが、米軍は、右法律を十分尊重しつつ、当該送油管の管理等を行つているものと承知している。

七について  
御質問の送油管に関する事故が生じた場合の責任の所在については、個々具体的な事例に即して判断されるべきものであり、一般的に述べることは困難である。

御質問の宜野湾市と浦添市間の送油管は、米軍が緊急時に使用するため保持しているものと承知しているが、地元の要望も踏まえ、その返還に関し、現在米側と調整を行つていているところである。

別表

沖縄における米軍送油管の油漏れ事故一覧表(昭和四十七年五月十五日以降)

事故発生年月日	事故発生場所	事 故 概 要	被害の有無
昭和四十九年四月二日	那覇港湾施設(西側) ビーチ付近	送油管の亀裂により航空燃料(JP-1)約一万七千ガロンが流出	無し
昭和四十九年六月十日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	送油管の接続部分の亀裂により航空燃料(JP-4)約六百ガロンが流出	無し
昭和四十九年六月十一日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	送油管の接続部分が緩み航空燃料(JP-1)約三ガロンが流出	無し
昭和四十九年十二月五日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	車両の衝突により(推定)送油管から航空燃料(JP-4)約五百ガロンが流出	無し
昭和五十一年一月十三日	那覇港湾施設(国道三 百三十二号沿い)	送油管の接続部分のパッキンが破損によりディーゼル油約二百ガロンが流出	無し
昭和五十一一年一月二十六日	陸軍貯油施設(バルブボックス三十五)	送油管の接続部分のパッキンが破損によりディーゼル油約四千二百ガロンが流出	無し



10 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

第十条の三第七項中「及び第五号」を「から第六号まで」と、「並びに」を「及び」に改める。

附則第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成六年三月三十日」に改める。

附則第三項中「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

(小笠原諸島振興特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法

日本次中「振興計画及び振興事業の実施」を「振興開発計画及び振興事業の実施」に、「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改める。

第一条中「振興計画」を「振興開発計画」に、「整備」を「改善」に、「小笠原諸島の振興」を「小笠原諸島の振興開発」に改める。

第二章 振興計画及び振興事業の実施

「第二章 振興開発計画及び振興開発事業の実施」に改める。

第三条を次のように改める。

(振興開発計画)

第二条 小笠原諸島の総合的な振興開発計画(以下「振興開発計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む。以下同じ。)の利用に関する事項

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落開発計画に改める。

の整備及び開発並びに医療の確保に関する事項

五 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

十 振興開発計画は、平成元年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

第十四条の見出し及び同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第三項中「振興開発計画」を「小笠原諸島振興審議会」に改め、同条第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第十五条の見出し中「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改め、同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「小笠原諸島振興開発実施計画」を「振興開発計画」に改め、同条第三項中「振興開発計画」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第十六条第一項、第七条及び第十条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第二章 小笠原諸島振興審議会を「第三章 小笠原諸島振興開発審議会」に改める。

第十二条の前の見出しを「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第一項中「小笠原諸島の振興」を「小笠原諸島の振興開発」に、「小笠原諸島振興審議会」に改め、同条第三項中「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改め、同条第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第五項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第六項中「昭和六十四年分」を「平成六年度」に改める。

2 第十二条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定(昭和六十四年三月三十日)を「平成六年三月三十日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興特別措置法附則第二項の改正規定(昭和六十四年三月三十日)を「平成六年三月三十日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)第一条に規定する振興開発計画が変更されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を同項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

3 第十八条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「公立の教育施設の整備事業及び文化財の保護事業」を「教育及び文化の振興に関する事業(関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。)」に改める。

第二十条中「振興計画」を「振興開発計画」に、「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改める。

第二十一条(見出しを含む。)中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

附則第二項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成六年三月三十日」に、「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第三項中「昭和六十四年分」を「平成六年度」に改める。

附則第六項中「昭和六十四年分」を「平成六年度」に改める。

4 前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、新奄美法第十条の二第十六項の規定にかかるらず、この法律の施行の際ににおけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

5 第十二条の規定による改正前の小笠原諸島振興特別措置法(以下この項において「旧小笠原法」という。)第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十一年度以前の予算に係る国負担金又は補助金が平成元年度以降に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。

6 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第五条第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかるらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の認可を受けなければならない。

7 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画に基









時措置法の一部を改正する法律(平成元年六月三十日)を「平成二年三月三十一日」に、「同項又是同条第一項」を「織維工業構造改善臨時措置法

びに、「同項第六号」を「第七百一条の三十一第一項及び、同条第三項中「第十項及び」を「第十一項及び」に、「同項第六号」を「第七百一条の三十一第一項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

七項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第八項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同条第十二項中「前条第三項、第四項

## 理由

第四条第一項から第三項まで」に改め、「構造改善事業計画」の下に「又は同法第五条の二第一項の規定による承認を受けた構造改善円滑化計

3 指定都市等は、織維工業構造改善臨時措置法第二条第三項に規定する特定組合（第十三項において「特定組合」という。）又は同条第四

若しくは第七項」を「前条第四項、第五項若しくは第八項」に改める。

織維事業者が実施する構造改善事業を円滑にする

附則第三十二条の三第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同

法第四条第一項から第三項までの規定による承認を受けた構造改善事業計画又は同法第五条の二第一項の規定による承認を受けた構道

ら第十三項まで」に、「若しくは第一項」を「から第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

度化のための事業を総合的に行う施設の整備の促進等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

まで」を「第四項から第十三項まで」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「附則第三十二条の三第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

は該特定商工組合等はこれら直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設で同法第二条第一項に規定する織維工業に属する事業の用に供するもの（第十三項において「構造改善等用共同施設」という。）に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対し

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)  
第六条 前条の規定による改正前の地方税法（以  
第三十二条の三第十四項）に、「第三項から第十  
一項まで」を「第四項から第十三項まで」に改め  
る。

# 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

13 指定都市等は、事業所用家屋で構造改善等  
用共同施設に係るもの的新築又は増築で当該  
構造改善等用共同施設に係る事業を行う特定

は、平成三年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるうえ、事業に係る事業所税を

下この条において「旧地方税法」という。)第五百八十六条第二項第十四号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について

五年間延長し、構造改善事業計画の承認制度を改めるとともに、工商組合等による構造改善等による助成金制度を創設するほか、機械化事業の十箇目の承認制度を創設するほか、機

組合若しくは特定商工組合等又はこれらの直  
接若しくは間接の構成員である組合が建築主  
であるものに係る新增設事業所床面積に対し  
ては、当該新築又は増築が平成三年三月三十

の規定を準用する。

は、なお從前の例による。

維工業高度化促進施設の整備の促進等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十一項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「若しくは第二項」から第三項まで「に」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条第六

税及び同条第二項に規定する新增設に係る事業所税については、なお從前の例による。  
この法律の施行の日の前日までに取得された旧地方税法附則第十五条第四項に規定する機械設備等に係る固定資産税については、なお從前の例による。

以下第三二分の三に第一項を第一一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下

項中「前条第九項」を「前条第十項」に、「若しく

— — — — —

事業者を除く。)、③特定組合、④共同出資



平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 稟税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

**租税特別措置法の一部を改正する法律**  
**租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)**  
の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の八」を「第五十七条の七」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の五」に、「第八十六条の三・第八十七条」を「第八十七条・第八十八条の二」に、「第八十七条の二」を「第八十八条の二」に、「第九十条の四・第九十条の五」を「第九十条の六・第九十条の九」に改める  
第一項中「若しくは課税標準」を「課税標準」に改め、「税額の計算」の下に「申告書の提出期限

第十九条第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十五年まで」を「平成二年まで」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第十条の二第一項及び第十条の三第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第十条の四第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項の表

第六条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年二月三十一日」に改める。  
第七条を削る。

四 特定農産加工業經營改善臨時措置法(平成元年法律第号)第三条第一項に規定する特定農産加工業者(第十一条第三項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。)で同条第一項に規定する經營改善措置に係る計画による同項の承認を受けた個人に掲げる個人に該当する者を除く。)(前二号

第十一條の一を削る。

第十一條の三第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に、「前二条」を「前条」に改め、同項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同表の第二号中「区域において」を「区域内の建物又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号の地域防災計画において避難路が定められた場合における当該避難路で政令で定めるものに面する建

物のうち」に、「建物を有する」を「ものを有する」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同条第二項中「第十一條第二項」を「前条第一項」に、「第十一條の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第三項中「第十一條第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第十一條の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(特定余暇利用施設の特別償却)

一定にかかるわざ、当該特定事務用機器の取扱額に相当する金額以下の金額で該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事務用機器の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 第十条第三項に規定する中小企業者に該当する個人 電子式の金銭登録機でその取得価額が百万円以下のもの(次号において「特定電

111

合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する承認基本構想であつて平成元年四月一日から平成三年三月三十一

「百分の十五」に改め、同表の第七号中「特定地域中小企業対策臨時措置法」の下に「(昭和六十一年法律第九十七号)」を加える。

(同法第六条第一項に規定する承認を含む。)を受けてたものにおいて定められた同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区の区域内において、同法第五条第四項に規定する承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、当該承認基本構想において定められた同法第二条及び第二項に規定する特定民間施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定めるものでその建設の後事業の用に供されたこと

第十二条の二第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十日」に改め、「備品」で政令で定めるものの下に「(以下この項において「医療用機器」という。)」を加え、「百分の十六」を「百分の十五(医療用機器のうち医療法(昭和二十二年法律第二百五号))第三十条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるものについては百分の十八」とし、「百分の八」を「百分の八と半」とする。三文の、同条の次に次つて記す。

（中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の  
必要経費算入の特例）

判した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定余暇利用施設（前二条の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定余暇利用施設について同額の規定により計算した費用の額とそ

第十二条の二 青色印告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、当該各号に定める資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「寺社田畠税目課税品」という。）の取扱（製作を含

いて同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十三に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計

む。以下この項において同じ。)をして、これを当該個人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供

算した金額とする。ただし、当該特定余暇利用施設の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定余暇利用施設の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

した場合には、その用に供した日の属する年に  
おける当該個人の事業所得の金額の計算上、当  
該特定事務用機器の償却費として必要経費に算  
入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規  
定にかかわらず、当該特定事務用機器の取得価  
額に相当する金額以下の金額で当該個人が必要  
経費として計算した金額とする。ただし、当該  
特定事務用機器の償却費として同項の規定によ  
り必要経費に算入される金額を下ることはでき  
ない。

一 第十一条第三項に規定する中小企業者に該当  
する個人 電子式の金銭登録機でその取得価  
額が百万円以下のもの(次号において「特定電

子式金銭登録機」という。又は電子計算機の本体（これと同時に取得をする附属の入出力装置を含む。）でその取得価額が百六十万円以下のもの

二 第十条の四第一項の表の第五号の上欄に掲げる個人（前号に掲げる個人を除く。）特定電子式金銭登録機

3 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定事務用機器の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

4 第十一條第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について適用する。

第五十三条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の二十一」を「百分の十九」に改める。

第六十三条の二第一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に、「百分の二十四（第三号に定める漁船については、百分の二十二）」を「百分の二十二」に改め、同項第一号中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第一項若しくは第三項に、三月三十一日に、「間に」を「期間（以下この号において「指定期間」といふ。内に）に、「同条第一項又は第二項」を「同条第一項若しくは第三項」に、「同条第一項第一号」を「同法第二条第三項」に改め、「（以下この号において「特定組合」といふ。及び「当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接構成する会員の構成員とし、これらの者のうち」を削り、「限る。」であるもの）の下に「又は指定期間内に同法第五条の二第一項に規定する構造とする法人である場合には当該法人を直接又は間接善用化計画に係る同項の承認を受けた同法第一

第四項に規定する特定商工組合等（以下この号において「特定商工組合等」という。）の構成員（当該特定商工組合等が二以上の特定商工組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち同法第五条の二第一項に規定する構造改善事業（同法第四条第一項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業に限る。）を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものの」を加え、「当該構造改善事業計画に係るもの」を「当該構造改善事業又は当該構造改善用滑化計画に係るもの」に改め、同項第三号中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十四年」を「平成六年」に改める。

第十四条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「百分の百三十四」を「百分の百三十」に、「百分の五百五十五」を「百分の五百五十」に改め、同条第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に、「第十五条の三」を「第十二条の二」に改め、同条第二項中「特定備蓄施設等」を「倉庫用建物等」に改める。

第十六条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「同条第一項又は第二項」を「同条第一項から第三項まで」に、「同条第一項第一号」を「同法第二条第三項」に改め、「特定組合」の下に「又は同法第五条の二第一項に規定する構造改善用滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係

る同項の承認を受けた同法第二条第四項に規定する特定商工組合等」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条  
第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認又は同条第二項に規定する事業提携に関する計画に係る同項の承認を受けた同条第一項に規定する特定事業協同組合等 同法第六条第三項に規定する負担金

第二十条第一項中「昭和四十六年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する」を「平成二年までの」に改め、「それぞれの収入金額」の下に「の百分の八十（その年のにおける物品の輸入取引に係る対価の額の合計額のその年の前年における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上百分の百二十未満である場合には百分の八十三とし、当該割合が百分の百二十以上百分の百三十未満である場合には百分の八十五とし、当該割合が百分の百三以上である場合には百分の八十八とする。）に相当する金額を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、「内の指定期間」を削り、同項第一号中「千分の十一・四」を「千分の十」に改め、同項第二号中「千分の十四・一」を「千分の十三」に改め、同条第十項中「については、政令で定めるところによる」を「その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第二十条の二第一項中「昭和六十五年三月三十一年」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第二十条の四第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十条の五第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第二十一条の六第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十一条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二十一五」を「百分の二十二」に改める。

第二十二条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十四条第一項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第二十五条第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第二十五条の二第一項及び第四項中「昭和六十八年分」を「平成五年分」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4 稅務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認められたときは、第一項の規定を適用することができる。

第二十八条の三第十一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第二十八条の四第二項及び第二十八条の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「昭和六十五年十一月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「昭和六十四年」を「平成三年」に改める。

第三十一条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第三十二条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「第四十四条」の下に「又は第四十五条」を加え、同項第七号中「第四十四条」の下に「又は第四十五条」を加え、「同条」を「同法第四十五条」に改め、同条第三項中「昭和四十五条」に改め、同条第三項中「昭和四十五条」に改める。

六十五年「月」「十一日」を「平成」年「月」「十一日」に改める。

第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の一第四

第三十七条の五第一項の表中「昭和六十年十一月三十日」を「平成二年十一月三十日」に改める。

「昭和六十五年二月三十日」を「平成」一年二月三十日」に改める。

第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項

第三十七条の十一第一項、第三十七条の十一第一項及び第八項並びに第三十七条の十二第一項中

第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」の下に「若しくは農用地整備公団法(昭和四十九年法律第百四十三号)第十九条第一項第一号イの事業」を、「第九十六条の四」の下に「並びに農用地整備公団法第二百三十三条第二項」を加え、「同法第五十三条第一項の二の二第一項」を「土地改良法第五十三条の二の二の二第一項」に改める。  
第一項」に改める。

3 同項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第六項に併記し、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同項も同条第六項に併記し、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の収用交換等による資産の譲渡に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千万円」とする。

第三十三条の六第一項中「又は第百八十八条の十一第一項の規定による施設建築物の一部又は建築物

「、農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」を加え、同条第二項中「地上権の共有持分」の下に、「当該資産に係る権利交換が同法第百十一条各款

施設の部分<sup>を</sup>を若しくは第百十条第一項の規定による施設建築物の一部若しくは施設建築物に關する権利又は同法第百十八条の十一第一項（同法第百八条の二十五の二第三項の規定により就み得る

「(一)、(二)の権利をもつ本利害者が同一者で、  
一項の規定により定められた権利交換計画に依  
て定められたものである場合には、施設建築敷地  
又は施設建築物に関する権利」を、「部分の給付  
権」、「部分合併権」、「部分合併権」を「部分合  
併権」、「部分合併権」を「部分合併権」。

えて適用される場合を含む。)の規定による建築敷地若しくは施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利に改め、同条第二項中「第十二」各二二二と「第十二」各二三三に改まる。

第一項の規定により定められた管轄処分計画について定められたものである場合には、施設建築物に関する権利の給付)を加え、

第三十四条の二第二項第一号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改め、

同条第三項中「同項に規定する権利」を「同項に規定する権利」に改め、「開発法第百十条第一項の規定により定められた施設建築物に関する権利を取扱する権利」又は前項に規定する給付を受けられる権利に、「建築施設の部分につき都市再開発法」を「建築施設の部分（同法第二十一条の二）」に改め、「第五の二第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。」につき同法に改め、「第百十八条の二十二の二」の下に「（同法第二十一条の二）」の二十四の下に「（同法第二百一十八条の二）」

第三十四条の二第二項第一号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十日」に改める。

第三十四条の三第四項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項中「前項」を「第一項」に、「第五号」を「第六号」に改め、第八号を第九号とし、第五号から第六七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加え、同項を同条第三項とする。

五 土地等（農用地整備公団法第十九条第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同号イの事項

八 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の資産の譲渡に係る第一項の規定の適用については、同項中「三千万円の」とあるのは、「三千万円（当該資産の譲渡につき第二十三条の四第一項の規定により控除すべき金額が三千万円を超えるときは、五千万円）の」とする。

第三十七条第一項、第三項及び第四項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第三十七条の四第一項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

一項第三十一号イに掲げる者（同項第三十四号ニに規定する扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、同項第三十号の合計所得金額が三百万円以下であつて、同号に規定する老年者に該当しない場合には、同法第八十一条第二項に規定する寡婦控除の額は、同条第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する金額に八万円を加算した額とする。

第三十四条の三第一項の次に次の二項を加える。  
2 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十日までの間の土地等の農地保有の合理化等のための譲渡に係る前項の規定の適用については、同項中「五百万円」とあるのは、「八百万円」とする。

3 第三十六条に次の二項を加える。

個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十日までの間の資産の譲渡に係る第一項の規定の適用については、同項中「三千万円

第四十一条の十四第二項の表第一項の利得特別措置法を「並びに租税特別措置法」に改める。  
第四十一条の十五中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十一月三十一日」に改め、同条第  
二項第三十一号イに掲げる者（同項第三十四号に規定する扶養親族である子を有するものに限  
る。）に該当し、かつ、同項第三十号の合計所得額が

八 個人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の資産の譲渡に係る第一項の規定の適用については、同項中「三千万円の」とあるのは、「三千万円（当該資産の譲渡につき第二十三条の四第一項の規定により控除すべき金額が三千万円を超えるときは、五千万円）の」とする。

第三十七条第一項、第三項及び第四項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第三十七条の四第一項中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

一項第三十一号イに掲げる者（同項第三十四号ニに規定する扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、同項第三十号の合計所得金額が三百万円以下であつて、同号に規定する老年者に該当しない場合には、同法第八十一条第二項に規定する寡婦控除の額は、同条第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する金額に八万円を加算した額とする。

第八十五条第一項	寡婦
第四百九十四条第一項 第二号	の規定
第四十二条中「昭和六十五年三月三十一日」を 「平成二年三月三十一日」に改める。	並びに租税特別措置法第四十一条の十五第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第四十二条の四第一項から第四項まで、第四十 二条の五第一項及び第四十二条の六第一項中「昭 和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一 日」に改める。	租税特別措置法第四十一条の十五第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第四十二条の七第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項 号に掲げる法人に該当する者を除く。) (前二 号に規定する特定農産業者(第四十 二条の四第三項に規定する特定農産業中小企業者に該当 する法人又は農業協同組合等に限る)で同法 第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人(前号に掲げる法人 に該当する者を除く。)に改め、同号及びロを 削り、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の 第三号の次に次の一号を加える。	の表の第一号中「第四号まで」を「第五号まで」に 「第四号に」を「第四号及び第五号に」に改め、同表 の第二号中「次に掲げる法人に該当する法人」を「事 業転換法第三条第一項に規定する事業転換計画に 係る同項の承認を受けた法人(前号に掲げる法人 に該当する者を除く。)」に改め、同号及びロを 削り、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の 第三号の次に次の一号を加える。
機械及び装置 に属する事業	
第四十三条の二第一項中「昭和六十五年三月三 十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「百分の二 十」を「百分の十三」に改める。	機械及び装置 に属する事業
第四十三条の三第一項中「昭和六十四年三月三 十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。	
第四十三条の四を次のように改める。 (特定中核的民間施設の特別償却)	
第四十三条の四 青色申告書を提出する法人(そ の発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出 された金額の二分の一以上の数又は金額が地方 公共団体により所有され、又は出資若しくは拠 出をされている法人に限る。)が、平成元年四月 一日から平成三年三月三十一日までの間に、次 の各号に掲げる区域内において当該各号に定め	





第六十一条第一項各号列記以外の部分中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号及び第二号中「掲げる割合」を「定める割合」に、「百分の二十四」を「百分の二十三」と、「百分の十八」を「百分の十七」に、「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同項第三号中「掲げる割合」を「定める割合」に、「百分の十八」を「百分の十七」と、「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同項第四号中「百分の十四」を「百分の十三」に改める。

第六十二条第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十三条第七項及び第六十三条の二第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」の下に「若しくは農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」を、「第九十六条の四」の下に並びに農用地整備公団法第二十三条第二項」を加え、「同法第五十三条の二」の二第一項」を「土地改良法第五十三条の二」の二第一項」に改め、同条第六項中「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改めること。

第六十五条第一項第二号中「土地改良事業又は」を「土地改良事業」に改め、「の事業」の下に「又は農用地整備公団法第十九条第一項第一号の事業」を加え、同項第四号中「土地改良事業」の下に「農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」を加え、同項第五号中「地上権の共有持分」の下に「(当該資産に係る権利交換が同法第百十条第一項の規定により定められた権利交換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利)」を、「部分の給付」の下に「(当該給付が同法第八条の二十五の二第一項の規定により定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付)」を加え、同条第五項中「百八十八条の二十四」の下に「(同法第百

第十六条の二十五条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を、「施設建築物の一部」の下に「同号の施設建築物に関する権利を含む。」を、「若しくは建築施設の部分」の下に「同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。」を加え、「当該権利につき」を「同号に規定する権利につき」に改める。

第六十五条の二に次の二項を加える。

11 法人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の収用換地等による資産の譲渡に係る第一項、第二項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「三千万円」とあるのは、「五千万円」とする。

第六十五条の四第一項第四号中「昭和六十五年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」と改める。

第六十五条の五に次の二項を加える。

4 第一項に規定する農業生産法人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の同項に規定する土地等の譲渡に係る同項の規定の適用については、同項中「五百円」とあるのは、「八百万円」とする。

第六十五条の六に次の二項を加える。

2 法人の昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間の資産の譲渡に係る前項の規定の適用については、同項中「三千万円」とあるのは、「三千万円(その資産の譲渡につき第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受け、これらの規定により損金の額を算入した、又は損金の額を算入する金額が三千万円を超えるときは、五千万円)」とする。

第六十五条の七第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十第一項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同項第三号中「第四条第一項第一号」を「第一条第三項に規定する特定組合」の下に「又は同条第四項に規定する特定商工組合等」を加え、「同条第一項又は第二項」を「同法第四条第一項から第三項まで」として、「新商品又は」を「新商品若しくは」に改め、「固定資産」の下に「又は同法第五条の二第一項の承認に係る構造改善円滑化計画において定められていない同項に規定する新商品若しくは新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産」を加え、同項に次の一号を加える。

八 特定農業加工業經營改善臨時措置法第三条

第一項に規定する特定事業協同組合等 同項の承認に係る同項に規定する經營改善措置に関する計画又は同条第二項に規定する事業提携に関する計画において定められているこれらの規定に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十一中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、「又は政令で定めるウラン濃縮施設」を削る。

第六十六条の十三第一項中「次の各号に掲げるものの」を「産業構造転換円滑化臨時措置法第六条第三項に規定する承認特定事業者である者に、「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「当該各号に掲げる計画」を同条第二項に規定する承認事業適応計画」に、「次項」を「第三項」に、「この条」を「この項及び第三項に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項」を「第一項において準用する場合を含む。」に、「同項の規定」を「の法人」を「前二項の法人」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

同法の施行の日から平成三年三月三十一日まで  
の間に、同項の承認（同法第四条第一項の承認  
を含む。）を受けた同法第三条第一項に規定する  
経営改善措置に関する計画に基づく設備の廃棄  
を行つた場合について準用する。

第六十六条の十四第一項中「昭和六十八年三月  
三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。  
第六十六条の十五第二項中「昭和六十六年三月  
三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「昭和六  
十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」  
に改める。

第六十七条に次の二項を加える。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等  
の提出があつた場合においても、その記載がな  
かつたことについてやむを得ない事情があると  
認めるときは、当該記載をした書類の提出があ  
つた場合に限り、第一項の規定を適用すること  
ができる。

第六十七条の三第一項中「昭和六十六年二月二  
十一日」を平成三年三月三十一日に改める。  
第六十七条の四第六項中「第四十五条の二」を  
「第四十五条の三」に改める。

第六十七条の五第一項中「昭和六十五年二月二  
十一日」を平成二年三月三十一日に改める。  
第六十八条中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項中「昭和六十五年三月三  
十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条  
第二項中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四  
月一日」に改める。

第七十条の三第一項中「昭和六十四年十一月三  
十一日」を「平成元年十二月三十一日」に改める。  
第七十一条を次のように改める。

第七十二条から第七十五条までの規定中「昭和  
六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一  
日」に改める。



等の保存期間その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(普通乗用自動車の範囲の特例)

第八十六条の五 消費税法附則第十一条第一項に規定する普通乗用自動車のうち道路運送車両法(昭和二十六年法律第八百八十五号)第三条に規定する軽自動車に該当するもので、平成二年一月一日から平成四年三月三十一日までの間に国内において譲渡が行われ、又は保税地域から引き取られるものは、消費税法附則第十一条の規定の適用については、同条第一項に規定する普通乗用自動車に含まれないものとする。

第八十八条の三及び第八十八条の四を次のように改める。

第八十九条の三及び第八十九条の四 ~~削除~~  
第八十九条の四第一項中「昭和六十八年三月三十日」を平成五年三月三十一日<sup>1</sup>に改める。

第九十条の四第一項中「次条第一項」を「第九十条の七第三項第一号」に、「昭和六十五年三月三十日」を平成<sup>2</sup>年三月三十一日<sup>3</sup>に改める。

第九十条の五 石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油税の還付

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第一七〇・〇〇号の一の四に掲げる粗油で石油税課税済みのもの(以下この条及び次条第一項において「課税済みの原油等」という。)から本邦において製造された前条第一項第一号に掲げる揮発油(以下この条において「特定揮発油」という。)を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料にて製造された前条第一項第一号に掲げる揮発油(以下この条において「特定揮発油」という。)を供した特定揮発油につき、石油税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者ではない場合にあつては、当該課税済みの原

当する金額を当該特定揮発油の製造者に(当該特定揮発油の製造者が当該特定揮発油の原料となされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者ではない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油の製造者が当該石油税を納付したものとみなして、当該特定揮発油の製造者に)還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油化学製品の製造場が特定揮発油以外の揮発油を原料に供する当該石油化学製品の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、第一項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、同項に規定する石油化学製品の原料に供する特定揮発油及びこれを原料に供して製造した当該石油化学製品をそれぞれその他の揮発油及び石油化学製品と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

4 第一項に規定する石油化学製品の製造者は、同項の承認に係る石油化学製品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出て、当該石油化学製品が製造されたこと及び当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油の数量の確認を受けなければならない。

5 石油税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)第二十六条(第一号及び二号並びに第四号中同法第二十三条第一項二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する石油の製造者又は特定揮発油の製造者若しくは販売業者で政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油税額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納

第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者」とあるのは「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは」とあるのは「同項に規定する揮発油又は石油化学製品(第二十三条第一項及び第二項において「特定揮発油等」という。)の製造、第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同項第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「特定揮発油等」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七第一項中「昭和六十八年四月三十日」を「平成五年四月三十日」に改め、第六章第三節の三中同条を第九十条の九とする。

第九十条の六第三項中「昭和二十六年法律第八十五号」を削り、同条を第九十条の八とする。

第六章第三節の二中第九十条の五の次に次の二条を加える。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率別表第一七〇・〇〇号の一の四のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油税額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納

付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 石油税法第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同項第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同項第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 石油税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)第二十六条(第一号及び二号並びに第四号中同法第二十三条第一項二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者は販売業者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納付者は「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油(以下この項及び第二十三条第一項において「重油」という。)の製造

者又は販売業者」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用を受けた重油は、同項に規定する方法により購入された日から二年以内に、同項に規定する用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税務署長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該重油について第一項の規定により還付を受けた金額に相当する石油税を直ちに徴収する。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第十一条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の五第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の四第一項の表の第一号の改正規定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第十八条の七第一項の表の第一号の改正規定、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第十九条の五第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下に改める部分を除く)、第十八条第一項第一項第三号の改正規定、第四十六条第一項第一項第三号の改正規定を除く)、第五十二条第一項第三号の改正規定を除く)、第五十二条第一項第三号の改正規定を除く)を「平成三年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める部分を除く)、第十八条第一項第一項第三号の改正規定、第四十六条第一項第一項第三号の改正規定及び第六十六条の十第一項第三号の改正規定を除く)、第六十六条の十第一項第三号の改正規定及び第八十一条第一項の改正規定(若しくは中小企業近代化促進法)に改め、「承認がされた日から五年以内にされたものに限る。」の下に「若しくは織維工業構造改善臨時措置法第四条第四項若しくは第五条第一項の規定による承認(織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第二号)の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日までの間にされたものに限る。)」を加える部分を除く)の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十条の四第一項の表の第四号の規定は、個人が特定農業加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第二号)の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、別段の定めがあるものに限る。)の下に「特定農業加工業経営改善臨時措置法第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による承認(同法の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日までの間にされたものに限る。)」を加える部分に限る。)並びに附則第四条第二項、第五条若しくは第六条及び第七条においてこれに供するため譲渡した者

二 前条第四項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 倘りその他不正の行為により前条第一項に規定する重油を同項に規定する用途に供する目的以外の目的で同項に規定する方法により購入した者

一 第九十五条の四第四項の規定に違反して同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 前条第四項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 倘りその他不正の行為により前条第一項に規定する重油を同項に規定する用途に供する目的以外の目的で同項に規定する方法により購入した者

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の四第一項の表の第一号の改正規定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第十八条の七第一項の表の第一号の改正規定、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第十八条第一項の表の第一号の改正規定、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、同表の第三号の次に一号を加える改正規定、第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定、第六十六条の十三第一項の改正規定(次項)を「第三項」と、「この条」を「この項及び第三項」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項に規定する特定開発研究用資産をその事



乗じて得た金額の千分の十に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用期間の月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額の千分の十四・一に相当する金額と当該取引に係る収入金額に平成元年において事業を営んでいた期間の月数から旧積立率適用期間の月数を控除した月数を乗じてこれを昭和六十三年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額に百分の九十を乗じて得た金額の千分の十三に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 平成元年分の所得税に係る新法第二十一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十二(次項第三号)とあるのは「昭和六十四年一月から平成元年三月三十日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十一(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九条 新法第四十二条の七(第一項の表の第四号を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得

若しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項、第四十四条の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条の四第一項、第四十四条の五第一項、第四十五条第一項並びに第四十五条の二第一項及び第二項中「第四十三条から前条まで」にあるのは「第四十三条规定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条の七第一項の表の第四号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借に規定する事業基盤強化設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 第十条 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定の施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 第十二条 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が昭和六十三年九月三十日以前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第四十三条の四第一項に規定する特定開発研究用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 第十五条 新法第四十四条の二第一項の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する高度技術工業用設備等について適用する。

6 新法第四十四条の四(第一項の表の第三号を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する産業構造転換用設備等について適用する。

7 新法第四十四条の四第一項の表の第三号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する産業構造転換用設備等について適用する。

8 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

10 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日までにおける新法第四十五条の三第一項第二号の規定の適用について、同号中「第四十二条の七第一項の表の第五号」とあるのは「第四十二条の七第一項の表の第四号」とする。

11 新法第四十五条の三第一項に規定する法人が、平成元年三月一日から同月三十一日までの間に取得又は製作した同項に規定する特定事務用機器を同年四月一日から同月三十日までの間に当該法人の事業の用に供した場合には、当該特定事務用機器については、当該法人が同年四月一日に取得又は製作したものとみなして、同条の規定を適用する。

12 新法第四十六条第一項（同項第一号に定める減価却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第一号に規定する承認を受ける同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第一号に規定する承認を受けた同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価却資産については、なお従前の例による。

13 新法第四十六条第一項（同項第二号に定める減価却資産については、なお従前の例による。

14 新法第四十六条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条の二第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

15 新法第四十七条第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

16 新法第四十八条第一項の表の第一号に掲げる法人が施行日前に取得又は建設をした同号に掲げる石油ガス貯蔵施設及び施行日前に石油備蓄ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油ガス貯蔵施設（以下この項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油ガス貯蔵施設）といふ。）については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条（以下この章において「旧法第四十八条」という。）を含む。」と、新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「第四十八条」とあるのは「第四十八条（旧法第四十八条を含む。）」と、新法第四十六条第一項、第四十六条第一項、第五十一条第二項、第五十二条の二第一項、第五十二条の二第一項、第五十二条の二第一項及び第三項中「第四十九条まで」とあるのは「第四十九条まで」の規定（旧法第四十八条の規定を含む。）と、新法第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで」の規定（旧法第四十条の規定を含む。）と、新法第五十二条第一項第三号に定める負担金については、同項中八条の規定を含む。」とする。

17 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十六条、第四十六条の二、第五十二条の二、第五十二条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条（新法第六十四条の二、第五十二条の三、第六十四条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第五項第二号第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第五項第二号第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条（以下この章において「旧法第四十八条」という。）を含む。」と、新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「第四十八条」とあるのは「第四十八条（旧法第四十八条を含む。）」と、新法第四十六条第一項、第四十六条第一項、第五十一条第二項、第五十二条の二第一項、第五十二条の二第一項及び第三項中「第四十九条まで」とあるのは「第四十九条まで」の規定（旧法第四十八条の規定を含む。）と、新法第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで」の規定（旧法第四十条の規定を含む。）と、新法第五十二条第一項第三号に定める負担金については、同項中八条の規定を含む。」とする。

18 新法第五十二条第一項第三号の規定は、法人が織維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の適用し、法人が同日前に支出した旧法第五十二条第一項第三号に定める負担金については、な

日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。（法人の準備金に関する経過措置）

19 第十一条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

20 第十二条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十九」と、「百分の八十三」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の八十八」とする。

21 前項の場合において、新法第五十四条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、前項後段の規定にかかるらず、同条第一項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から平成元年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一・七六（当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項において「中小法人」という。）については、千分の十・四）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月

数で除して計算した金額に百分の九十（当該事業年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額の基準年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百以上百分の百二十未満である場合には百分の百十九十三とし、当該割合が百分の百二十以上百分の百三十未満である場合には百分の九十五とし、当該割合が百分の百三十以上である場合には百分の百八十九とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た金額の千分の一・六（中小法人については、千分の十）に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・四四（中小法人については、千分の十四・一）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額に百分の九十を乗じて得た金額の千分の二・二（中小法人については、千分の十）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

3 新法第五十五条（第十項を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した同項の表の第一号又は第二号に掲げる法人に係る同項に規定する特定株式等について、同項中「当該事業年度（同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等について、当該内国法人が当該事業年度終了の

日において第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。」とあるのは「当該事業年度」と、同項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の八」として、同条の規定を適用する。

4 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

5 法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「特約に係るものとの合計額（当該法人が当該特定電子計算機貸付会社とその他の電子計算機の貸付けをする者との対し電子計算機の販売を行つている場合には、当該その他の電子計算機の貸付けを業とする者に対する電子計算機の販売に係る収入金額で当該特約に係るものとの合計額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第三項中「特定電子計算機貸付会社」とあるのは「特定電子計算機貸付会社又は同項に規定する経過措置）

6 第十三条 新法第六十六条の十第一項第三号の規定は、同号に掲げる特定組合又は特定商工組合等が織維工業構造改善臨時措置法改正法の施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧法第六十六条の十第一項第三号に規定する経過措置）

7 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人の施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 新法第七十七条の四第一項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第六十六条の十第一項第八号の規定は、同号に掲げる特定事業協同組合等が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

10 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に支出する同条に規定する出えん金について適用し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条の十一に規定する出えん金については、なお従前の例による。

11 第十二条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

12 第十五条 新法第六十六条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日前に行つた設備の処理に係る旧法第六十六条の十三第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

13 第十六条 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 第十七条 新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15 第十八条 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

16 第十九条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日前に旧法第七十七条の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

17 第二十条 新法第六十六条の十一の規定は、同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

18 第二十一条 新法第六十六条の十一の規定は、同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

19 第二十二条 新法第六十六条の十一の規定は、同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

20 第二十三条 新法第六十六条の十一の規定は、同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

21 第二十四条 新法第六十六条の十一の規定は、同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四二

用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についての所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

新法第十一章第二項第三号の規定によれば、日以後にされる同項に規定する承認に係る同号に掲げる事項についての登録に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条第二項に規定する承認に係る同項第三号に掲げる事項及び同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

第八十二条の規定による登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法による同条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

土地改良事業」とあるのは、土地改良事業若くは農用地整備公団法（昭和四十九年法律第  
四十三号）

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第号）

第十六条第四項中「同条第一項の表」を「同条第一項中「当該事業年度(同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等について)は、当該内国法人が当該事業年度終了の日において第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。」とあるのは「当該事業年度」と、同項の表に、「百分の十」とあるのは、「百分の十五」とあるのは「に」、「とする」を「と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第六号を除く。)」とする」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次の

**第十八条** 農用地開発公團法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次のようて改正する。

**附則第十五條**に次の一項を加える。  
3 税特措法の一部を改正する法律(平成元年法律第号)の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

四	第一項 第二項及び同法	第十九条第一項第一号イの事業 第十九条第一項第一号イの事業若しくは同法	租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第号)
三	第二十三条第二項	第二十三条第二項」とあるのは「第二十三条	

		第二十三条第一項」と 「第十九条第一項第一号の事業」とあるのは 法
法	は同法附則	は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの
法	は同法附則	は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの
法	は同法附則	は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの は「第十九条第一項第一号イの事業」とあるの

〔第十九条第一項第二号の事業」とあるのは  
〔第十九条第一項第二号の事業若しくは同  
法

# 租税特別措置法の一部を改正する法律 (内閣提出)に関する報告書

# 租税特別措置法の一部を改正する法律 (内閣提出)に関する報告書

(1) 土地税制

(二) 講ずる。の譲渡に係る譲渡所得の特別控除を、次のとおり引き上げる。

ア 収用等の場合  
五、〇〇〇万円(現行三、〇〇〇万円)

イ 農地保有合理化等の場合  
八〇〇万円(現行 五〇〇万円)

(2) 不動産登記に係る登録免許税の特例の廃止

不動産登記に係る登録免許税の課税の特例(昭和六十二年十一月一日から平成元年三月三十日までの間、課税標準を固定資産税評価額の一〇〇分の一五〇とする。)を廃止する。

(二) 地域活性化

多極分散型国土形成促進法の重点整備地区又は業務施設集積地区において整備される中核的民間施設について、一定の要件のもとに、初年度一〇〇分の一〇の特別償却を認める等の措置を講ずる。

(二) 社会政策上の配慮等

夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、合計所得金額三〇〇万円以下で、かつ、扶養親族である子を有するものについては、寡婦控除(二七万円)について八万円の特別加算を行う。

(1) 事務処理用滑化機器の取得に係る損金算入の特例措置

平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、中小企業者並びに卸小売業者及び特定のサービス業者が取得す

る電子レジスター(取得価額が一〇〇万円以下のものに限る。)及び中小企業者が取得する小型電子計算機(取得価額が一六〇万円以下のものに限る。)について、一時に損金算入することを認める措置を講ずる。

イ 農地保有合理化等の場合  
八〇〇万円(現行 五〇〇万円)

(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の制定に伴う措置

同法の特定農産加工業者が承認計画に従つて取得する機械及び装置について特別償却等を認める等の措置を講ずる。

(三) その他

(1) 消費税の確定申告期限に係る措置

消費税の確定申告期限(納期限を含む。)について、次の措置を講ずる。

ア 平成元年九月三十日までに期限が到来する確定申告について、その期限を同日まで延長する。

(二) 社会政策上の配慮

イ 個人事業者の平成元年から平成三年までの各年の十二月三十一日の属する課税期間に係る確定申告について、その期限を翌年三月末日とする。

(2) 石油税の還付措置

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間の措置として、国産石油及び国産農林漁業用A重油に対する石油税の還付措置を講ずる。

(二) 中小企業・農業等対策

(1) 事務処理用滑化機器の取得に係る損金算入の特例措置

平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、中小企業者並びに卸小売業者及び特定のサービス業者が取得す

る電子レジスター(取得価額が一〇〇万円以下のものに限る。)及び中小企業者が取得する小型電子計算機(取得価額が一六〇万円以下のものに限る。)について、一時に損金算入することを認める措置を講ずる。

イ 農地保有合理化等の場合  
八〇〇万円(現行 五〇〇万円)

(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の制定に伴う措置

同法の特定農産加工業者が承認計画に従つて取得する機械及び装置について特別償却等を認める等の措置を講ずる。

(三) その他

(1) 消費税の確定申告期限に係る措置

消費税の確定申告期限(納期限を含む。)について、次の措置を講ずる。

ア 平成元年九月三十日までに期限が到来する確定申告について、その期限を同日まで延長する。

(二) 社会政策上の配慮

イ 個人事業者の平成元年から平成三年までの各年の十二月三十一日の属する課税期間に係る確定申告について、その期限を翌年三月末日とする。

(2) 石油税の還付措置

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間の措置として、国産石油及び国産農林漁業用A重油に対する石油税の還付措置を講ずる。

(二) 中小企業・農業等対策

(1) 事務処理用滑化機器の取得に係る損金算入の特例措置

平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、中小企業者並びに卸小売業者及び特定のサービス業者が取得す

(二) 交際費等の損金不算入制度  
交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を二年延長する。

(三) その他  
その他所要の措置を講ずる。

4 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成元年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由  
本案は、税制改革の円滑な実施に配意する措置、地域活性化、社会政策上の配慮等の当面の政策的要請に対応する措置等として、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に伴う減収見込額は、平成元年度において、不動産登記に係る登録免許税の特例の廃止等による二千六百四十億円である。

一 納税者番号制度については、国民の合意形成の状況を見守りつつ、引き続き検討を進めること。

一 特別償却・準備金・税額控除等の租税特別措置については、一層の整理合理化を推進すること。

一 変動する納稅環境、財政再建・財源確保の緊急性及び業務の複雑化・国際化にかんがみ、高度重视の専門的知識を要する職務に従事する国税職員については、年齢構成の特殊性等従来の経緯及び税務執行面における負担の公平確保の見地等から、今後とも待遇の改善はもとより、職務をめぐる環境の充実、中長期的見通しに基づく定員の一層の増加等につき格段の努力をすること。

一 税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、今後とも税制全般について不斷の見直しを行い、とりわけ不公平税制の是正、資産に対する課税の一層の適正化について引き続き最大限の努力をすること。

一 関税特別措置法の整理合理化等  
政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

対する附帯決議

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

関税特別措置法の一部を改正する法律案に

右

国会に提出する。

平成元年三月四日

内閣総理大臣 竹下 登

登



十を乗じて得た数量として大蔵大臣が告示する数量(以下この号及び次号において「牛肉等の輸入基準数量」という。)を超えるおそれがある場合において、政府が本邦に牛肉等を輸出している国(地域を含む。以下この号において同じ。)として政令で定める国(以下この号において「関係国」という。)に対して牛肉等の輸入数量に関する協議を要請し、当該協議を要請した日から三十日以内に当該協議を要請した関係国すべてとの合意が成立しなかつたとき。  
イ 前年度における牛肉等の輸入基準数量(平成三年度にあつては、三十九万四千トンを下らない数量で大蔵大臣が告示する数量)

二 当該年度における牛肉等の輸入数量が当該年度における牛肉等の輸入基準数量を超えた場合前項に規定する当該年度又は前年度における牛肉等の輸入数量は、関税法第二百二条第一項第一号(統計の作成)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとする。

第八条第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「(加工のため輸出された貨物にあつては、政令で定めるものに限る。)」を削り、「関税定率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(同表)」を「次に掲げる製品(関税定率法別表)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 関税定率法別表第六十二類に該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税定率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(加工のため本邦から輸出された貨物を原料又は材料としたものにあつては、政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限る。)

第八条の二第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「及び関税定率法別表第一五二一・九〇号に掲げる物品のうちみつるう」を削る。

第八条の三第一項中「物品にあつては、関税定率法別表第一五二一・九〇号に掲げる物品のうちみつるうに限る」を「物品を除く」に改め、同条第二項中「(関税定率法別表第一五二一・九〇号に掲げる物品のうちみつるう及び第五三・〇七項に掲げる物品を除く。)」を削る。

第八条の四第一項中「物品にあつては、関税定率法別表第五三・〇七項に掲げるものに限る」及び「物品にあつては、同法別表第五三・〇七項に掲げるものを除く」に、「掲げる日」を定める日に改める。

第九条、第十条第一号、第十一条の二及び第十二条第一項中「第六条の三」を「第六条」に改める。

別表第一(一)暫定関税率表(第二条の下に)、第七条の六、第八条を加える。

別表第一(A)第〇一・〇三項の次に次の二項を加える。

○1101・110	その他骨付き肉	に輸入されるもの	六〇%
(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%	
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	
○1101・110	骨付きない肉		
(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%	
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	
○1101・110	牛の肉(冷凍したものに限る)		
枝肉及び半丸枝肉	牛の肉(冷凍したものに限る)		
○1101・110	その他骨付き肉		
(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%	
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	
○1101・110	骨付きない肉		
(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	七〇%	
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	
○1101・110	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)のうち		
1 牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	一五%	
(1) 平成三年三月三一日までに輸入されるもの	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	一五%	
(2) ほほ肉及び頭肉	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	一五%	
平成三年三月三一日までに輸入されるもの	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	一五%	
平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	一五%	
平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	一五%	
別表第一(A)第○1106・110号中			
1 牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)			
1 ほほ肉及び頭肉			
平成三年三月三一日までに輸入されるもの			
平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの			
平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの			
1 牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)のうち			
1 牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)			
1 ほほ肉及び頭肉			
平成三年三月三一日までに輸入されるもの			
平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの			
平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの			
1 牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)			
1 腹器及び舌			
平成三年三月三一日までに輸入されるもの			
平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの			
平成四年四月一日から平成五年三月三一日までに輸入されるもの			
1 腹器及び舌			

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二五〇

○九〇八・三〇	〔〕 破碎し又は粉碎したもの	一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	四・二% 無税
カルダモン類	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 その他の中	五% 〔〕 を改める。
○九〇九・〇九項中	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 その他の中	七% 〔〕 を
別表第一(A)第〇九・〇九項中	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 その他の中	三・五% 〔〕 を
○九一〇・一〇	サフラン	一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	四・二% 無税
○九一〇・三〇	うこん	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	四・二% 無税
○九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	四・二% 無税
○九一〇・五〇	カレー	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	四・二% 無税
別表第一(A)第〇九・一〇項中	○九一〇・五〇	カレー	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	一六% 〔〕 を
○九一〇・五〇	カレー	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	二 その他のもの	一六% 〔〕 を
○九一〇・九一	その他の香辛料	この類の注1(b)の混合物	一 小売用の容器入りにしたもの	四・二% 無税
○九一〇・九九	〔〕 を	二 その他のもの	一 小売用の容器入りにしたもの	四・二% 無税
一六%	〔〕 を	二 その他のもの	一 小売用の容器入りにしたもの	四・二% 無税
〔〕 を	二 その他のもの	二 その他のもの	〔〕 破碎し又は粉碎したものの 一 小売用の容器入りにしたもの	一六% 〔〕 を

その他のものうち

關稅定率法第一三條第一項の規定の適用を受けないもの

爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）

その他のもの

況その他の条件を勘案して販賣で定める数量以内のもの

コーンスタークの製造に使用するもの  
銅料のうち政令で定めるものの製造に使用す

るもの

酒の製造に使用するもの  
七つ地つ。

その他のもの

平成二年三月三一日までに輸入されるもの

卷之三

平成二年四月一日から平成三年三月三十日までに輸入されるもの

平成三年四月一日から平成四年三月三一日までに輸入されるもの

卷之三

卷之六

「一四%」に改める。

「〇号中」「〇〇%」を「無税」に改める。

改める。

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一(A)第一三〇一・一四号中「一〇%」を「七%」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一三〇一・一九

〔〕その他のもの

別表第一(A)第一三・〇二項の次に次の二項を加える。

一四・〇一

〔〕その他のもの

二 その他のもの

くずのつる

主として組物に使用する植物性材料(例えは、穀物のわらで清浄にし、漂白し、又は染色したものの竹、とう、あわし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)

その他のもの

一五%

一五・一一  
一六・〇一  
一五二一・一〇  
一六〇一・〇〇  
一六〇二・五〇  
一六〇二・五〇

牛のもの

ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血

から製造したものに限る)及びこれらの物品をもととした調製食料品

植物性ろう

の昆蟲ろう(トリグリセリドを除く)、みつろうその他の

してあるかないかを問わない。)

植物性ろう

無税

一〇%

一〇% 無税

一〇% 無税</

<p><b>別表第一(A)第一九・〇二項の次に 一九・〇四</b></p> <p>穀物又は穀物産品(例えば、コシヒカリを除く。)をしたものの、穀物又は穀物産品のうち、朝食用穀物調製品を単に購入するもの</p> <p>一九〇四・一〇</p>	<p><b>別表第一(A)第二〇〇一・九〇号中</b></p> <p>トマトピューレー及びトマトペーストのトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需見込数量を控除した数量を基準とし、他に条件を勘査して政令で定める数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p><b>別表第一(A)第二〇〇五・五一号中</b></p> <p>(1) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚の脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る)。</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>豆(さや付きのものを除く。)</p> <p>気密容器入りのもの(豚の脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る)。</p> <p>その他のもの</p>
---	--	---

別表第一(A)第二〇〇八・一九号中	二 その他のもの (1) パルプ状のもののうち カシュー・ナット(以外のもの) たものを除く。以外のもの その他のもののうち マカダミアナット(いつに 限る。)及 べカント(いつに 限る。)のに その他のもの(いつに 限る。)のとし アーモンド、ココナッツ ト、ブライダルナッ ト、ペーパーダイスク ト、ゼルナット、 カシュー・ナット及び なんを除く。)	二〇%
二〇〇八・九九	二〇〇八・九九号を次のように改める。 二 その他のもの 一 梅	二〇%
	二 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの (2) パルプ状のもののうち バナナ及びアボカドー バナナ及びアボカドー	二〇%
	二 その他のもののうち ベリー、ブルーン、バナナ、アボ カドー、マンゴー、グアバ及びマングスカ チン以外のもの	二〇%
	二 その他のもの パルプ状のもののうち ブルーン、バナナ及びアボカドー その他のもののうち さといも(冷凍したものに限る。) その他のもの(ブルーン、バナナ、アボ カドー、マンゴー、グアバ及びマング スチンを除く。)	二〇%

平成元年三月二十四日衆議院会議録第七号  
関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報古書

二五四

平成元年三月二十四日  
衆議院公議録第七号  
関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一(A)第1710・1111号中

の一二〇%以上のものを除く)のうち  
犬、猫その他の愛がん用又は觀賞用の  
動物用のもの以外のもの

(b) その他のもののうち	一五 %
製品の製造に使用する学 政令で定める石油化学 物のアンモニアの製 造に使用するもの	一キログラ ム円につき六
ガス事業法第二条の規 定する一般ガスの製 造にガスの製造する事 業者がガスの製造に使 用するもの	一キログラ ム円につき六
動物用のもの以外のもの の他のもの	一〇%以上のものを除く。)のうち

(1) 灯油	B その他のもの
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(2) その他のもの
無税	無税
(2) 軽油	無税
一キロリットルにつき 六三〇円	一キロリットルにつき 六三〇円
〔「五三〇円」と、「五三〇円」を「一、六四〇円」を「一、七九〇円」、「一、九三〇円」を「一、七八〇円」、「一、六〇円」を「一、六〇〇円」、「一、一四〇円」を「一、五四〇円」に改める。〕	〔「五三〇円」と、「五三〇円」を「一、六四〇円」を「一、七九〇円」、「一、九三〇円」を「一、七八〇円」、「一、六〇円」を「一、六〇〇円」、「一、一四〇円」を「一、五四〇円」に改める。〕
別表第一(A)第三三・〇項中 〔「五三〇円」と、「五三〇円」を「一、六四〇円」を「一、七九〇円」、「一、九三〇円」を「一、七八〇円」、「一、六〇円」を「一、六〇〇円」、「一、一四〇円」を「一、五四〇円」に改める。〕	〔「五三〇円」と、「五三〇円」を「一、六四〇円」を「一、七九〇円」、「一、九三〇円」を「一、七八〇円」、「一、六〇円」を「一、六〇〇円」、「一、一四〇円」を「一、五四〇円」に改める。〕

円一ト一	七ト一	三ト一	円二ト一	円二ト一
、ルキ	八ルキ	二ルキ	、ルキ	、ルキ
四にロ	○にロ	円にロ	四にロ	一にロ
八つリ	円つリ	つリ	五つリ	八つリ
○きフ	きフ	きフ	○きフ	○きフ

四

(二)  
B 灯油  
その他のもののうち  
ノルマントンの  
重合量の  
飽和炭化水素  
の含有の  
限界

<p>量の ものが直 に全鎖</p> <hr/> <p>無税</p> <hr/> <p>(1) ノルマル・ラフイン(直 鎖飽和炭化水素の含有量 が全重量の九五%以上の ものに限る)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(3) 軽油</p> <hr/> <p>無税</p> <hr/> <p>一キロリットルにつき トルにつき 一キロリットルにつき トルにつき 一、三三〇円</p>	<p>B 灯油</p> <p>その他もの</p> <p>ノルマル・ラフイン(直 鎖飽和炭化水素の含有量 が全重量の九五%以上の ものに限る)</p> <p>その他のもの</p> <p>無税</p> <hr/> <p>一キロリットルにつき トルにつき 一キロリットルにつき トルにつき 一、三三〇円</p>
<p>を「三五〇円」、「一、六四〇円」を「一、七九〇円」、「一、九三〇円」を「一、七八〇円」、「一、六〇円」を「一、六〇〇円」、「一、一四〇円」を「一、五四〇円」に改める。 別表第一(A)第三三〇項中 精油(かんきつ類の異実のものを除く)</p>	<p>に、「五三〇円」</p>

精油	(かんきつ類の果实のものを除く。)	ライムのもの	三一・二%
ゼラニウムのもの	ゼラニウムのもの	ゼラニウムのもの	三一・二%
ジャスミンのもの	ジャスミンのもの	ジャスミンのもの	三一・二%
四号を加える。			
他のもの	他のもの	他のもの	無税
バチュリ油	バチュリ油	バチュリ油	無税
万油	万油	万油	無税
その他もの	その他もの	その他もの	無税
のもの	のもの	のもの	無税
四・六%」を「一・三%」に改める。			
四〇一〇・一〇	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	一・九%
横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	無税
その他のもの	その他のもの	その他のもの	無税
その他のもの	その他のもの	その他のもの	無税





## 九四〇・一・九〇 部分品のうち

革製のもの以外のもの

別表第一(A)第九四・〇三項を次のように改める。

## 九四〇・三

## 九四〇・三・三〇

その他の家具及びその部分品

事務所において使用する種類の木製家具

台所において使用する種類の木製家具

九四〇・三・五〇

寝室において使用する種類の木製家具

九四〇・三・六〇

その他の木製家具

(1)

棚付き家具(食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付け又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものに限る)。

(2)

その他のもの

②

その他の家具

①

その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む)製の家具

②

その他のもの

①

とう製のもの

②

その他のもの

①

大理石製のもの

②

その他のもの

①

金属製のうち

②

その他のもの

①

金属製のもの以外のもの

②

その他のもの

①

アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものの限り)及び製品(これらは材料から製品を含む)。

②

その他のもの

①

その他のもの

①

その他の加工品及び製品

②

その他のもの

①

その他のもの

二・四% 無税

## 別表第一(B)第二〇〇八・一九〇号中

(2) その他のもの

(1) アーモンド(いつたものに限る)及びマカダミアナット(いつたものに限る)及びマカダミアナット(いつたものに限る)

(3) ベカン(いつたものに限る)

(4) その他のもの

(5) その他のもの

(6) その他のもの

(7) その他のもの

(8) その他のもの

(9) その他のもの

(10) その他のもの

(11) その他のもの

(12) その他のもの

(13) その他のもの

(14) その他のもの

(15) その他のもの

(16) その他のもの

(17) その他のもの

(18) その他のもの

(19) その他のもの

(20) その他のもの

(21) その他のもの

(22) その他のもの

(23) その他のもの

(24) その他のもの

(25) その他のもの

(26) その他のもの

(27) その他のもの

(28) その他のもの

(29) その他のもの

(30) その他のもの

(31) その他のもの

(32) その他のもの

(33) その他のもの

(34) その他のもの

(35) その他のもの

(36) その他のもの

(37) その他のもの

(38) その他のもの

(39) その他のもの

(40) その他のもの

(41) その他のもの

(42) その他のもの

(43) その他のもの

(44) その他のもの

一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%

(45) その他のもの

(46) その他のもの

(47) その他のもの

(48) その他のもの

(49) その他のもの

(50) その他のもの

(51) その他のもの

(52) その他のもの

(53) その他のもの

(54) その他のもの

(55) その他のもの

(56) その他のもの

(57) その他のもの

(58) その他のもの

(59) その他のもの

(60) その他のもの

(61) その他のもの

(62) その他のもの

(63) その他のもの

(64) その他のもの

(65) その他のもの

(66) その他のもの

(67) その他のもの

(68) その他のもの

(69) その他のもの

(70) その他のもの

(71) その他のもの

(72) その他のもの

(73) その他のもの

(74) その他のもの

(75) その他のもの

(76) その他のもの

(77) その他のもの

(78) その他のもの

(79) その他のもの

(80) その他のもの

(81) その他のもの

(82) その他のもの

(83) その他のもの

(84) その他のもの

(85) その他のもの

(86) その他のもの

(87) その他のもの

(88) その他のもの

(89) その他のもの

(90) その他のもの

(91) その他のもの

(92) その他のもの

(93) その他のもの

(94) その他のもの

(95) その他のもの

(96) その他のもの

(97) その他のもの

(98) その他のもの

(99) その他のもの

(100) その他のもの

(101) その他のもの

(102) その他のもの

(103) その他のもの

(104) その他のもの

(105) その他のもの

(106) その他のもの

(107) その他のもの

(108) その他のもの

(109) その他のもの

(110) その他のもの

(111) その他のもの

(112) その他のもの

(113) その他のもの

(114) その他のもの

(115) その他のもの

(116) その他のもの

(117) その他のもの

(118) その他のもの

(119) その他のもの

(120) その他のもの

(121) その他のもの

(122) その他のもの

(123) その他のもの

(124) その他のもの

(125) その他のもの

一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%  
一一・八% 八%  
一〇・二% 八%





第十三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 二 関税定率法別表第一〇二〇六・一〇号の一及び第二〇二〇六・二九号の一に掲げる牛の肉及び頭肉は、牛の肉及び頭肉の(1)のBの(4)ハに掲げる牛の肉及びくずの肉の調製品
- 第三条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、原油等の関税率を引き下げ、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずることともに、簡易税率を旅行者等の別送貨物についても適用するほか、平成元年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、保税倉庫の蔵置期間を延長することとする等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、原油等の関税率の引下げを行うとともに、牛肉等農産物の輸入自由化に連した関税上の措置を講ずるほか、旅行者等の別送貨物についても適用するほか、平成元年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、保税倉庫の蔵置期間を延長することとする等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 議案の可決理由

二 最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずることともに、簡易税率を旅行者等の別送貨物についても適用するほか、平成元年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、保税倉庫の蔵置期間を延長することとする等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

決した。

三 本案施行に伴う経費

本案施行に伴う平成元年度の関税収入減収額は、三百五十億円と見込まれている。

右報告する。

平成元年三月二十三日

衆議院議長 原 健三郎殿

大蔵委員長 中村正三郎

〔別紙〕

一 関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。世界経済における我が国の立場を踏まえ、国際的協調特にガット・ウルグアイ・ラウンドの範

- 引下げ及び加工再輸入減税制度の対象物品の拡充を行う。  
3 保稅倉庫の減置期間を延長することとする等のため所要の改正を行う。  
4 麻薬等の薬物全体に対する密輸取締りを一層効果的に行う等の見地から、覚せい剤、大麻等を輸入禁制品に追加する。  
5 平成元年三月三十日に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の免税還付制度について、これらの適用期限を延長する等所要の改正を行う。

6 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成元年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずることともに、簡易税率を旅行者等の別送貨物についても適用するほか、平成元年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、保税倉庫の蔵置期間を延長することとする等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

世界経済の安定的成長に引き続き貢献し得るよう努めること。

一 関税率の改正に当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、農産物輸入自由化等の貿易を巡る諸情勢の変動に対処するため、特に農林水産業及び中小企業の体質の改善を併せ考えつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 輸出入貿易量及び出入国者数の伸長並びに税制改革に伴う税関業務量の増大に加え、覚醒剤、銃砲、不正商品等の水際における取締りの一層の強化が社会的要請になつていていることから、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより税関業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、税関職員の特殊な職務を考慮して処遇改善はもとより、中長期的展望に基づく定員の確保等に格段の努力を行うこと。

二 議案の目的及び要旨

本案は、国際復興開発銀行に対する我が国の出資の額が増額されることに伴い、我が国がこの増額に応ずるため、その内容は次のとおりである。

- 1 政府は、国際復興開発銀行に対し、国際復興開発銀行協定第二条第二項(a)に規定する合衆国ドルによる四十一億千四百四十万ドル（約五十億現行合衆国ドルに相当）の範囲内において、追加出資することができるることとするもので、その内容は次のとおりである。

三 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

右

国会に提出する。

平成元年三月十六日

内閣総理大臣 竹下 登

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際復興開発銀行に対する我が国の出資の額が増額されることに伴い、我が国がこの増額に応ずるため、その内容は次のとおりである。

- 1 政府は、国際復興開発銀行に対し、国際復興開発銀行協定第二条第二項(a)に規定する合衆国ドルによる四十一億千四百四十万ドル（約五十億現行合衆国ドルに相当）の範囲内において、追加出資することができるることとするもので、その内容は次のとおりである。

2 この法律は、公布の日から施行する。

なお、右の追加出資額のうち九七%は、特定の場合に同銀行の請求をまつて払込みが行われる請求払込額であり、残りの三%は払込額である。払込額については、現金（〇・三%分）及び国債（一・七%分）をもつて払い込むこととされている。

二 議案の可決理由

開発途上国に対する経済協力の重要性及び国際社会における我が国の役割の増大等にかんがみ、国際復興開発銀行へ追加出資するための措置を講ずることは、時宜に適した妥当なものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと認めた。

10 第二条の二に次の二項を加える。

十一号の一部を次のように改正する。

前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる四十一億一千四百四十万ドルの範

内において、出資することができる。

議決した。

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理由

国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応じたための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件  
画について、国会の承認を求める。

## 〔別冊〕

## 日本放送協会平成元年度收支予算、事業計画及び資金計画

## 平成元年度收支予算

## 予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成元年度收支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書とのおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴取する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

- 一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。
- 二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。
- 三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。
- 四 「衛星普通契約」とは、衛星系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。
- 五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。
- 六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び織続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「織続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日まで継続して払い込む支払をいう。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵收する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を多数契約した者が、一括して口座振替又は織続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。

4 前三项の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員が衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、団体として一括して2か月毎に口座振替

により支払う場合は、第1項及び第2項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項目と相互に流用することができない。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金に入れて計算し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第11条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

附 则

1 第2条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第3項及び第4項の規定は、平成元年8月1日から適用する。

2 第2条の規定にかかわらず、前年度中に支払済の6か月前払額、12か月前払額については、次の表に掲げるとおりとする。

契約種別	支払区分	6か月前払額	12か月前払額	給退一減財特予	職手当・厚生費	理賃費	管賃費	償債務別備支	123,973,699
力ラ一契約	訪問集金	6,020円	11,780円		39,588,425				10,219,070
普通契約	口座振替	5,730円	11,210円		38,420,000				11,157,274

(沖繩県)

契約種別	支払区分	6か月前払額	12か月前払額
力ラ一契約	訪問集金	5,210円	10,190円
普通契約	口座振替	4,920円	9,630円

別表第1

## 平成元年度収支予算書

(単位 千円)

(事業収支)	項目	金額
事業収入		381,429,770
受取料	付込料	384,124,637
受取料	販賣料	1,622,865
受取料	特別販賣料	4,332,936
受取料	特別販賣料	5,725,933
受取料	特別販賣料	316,000
事業支出		15,307,400
事業支出	送金	405,690,370
事業支出	送金	126,511,066
事業収支	費用	3,181,846
事業収支	費用	41,887,260
事業収支	費用	1,330,611
事業収支	費用	1,858,688
事業収支	費用	4,756,431

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,761億2,237万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,048億8,437万円であり、経常収支差金は、△287億6,200万円である。

事業収支差金△142億6,060万円については、長期借入金をもって補てんする。

(受託業務等勘定)

(事業収支)	項目	金額
事業収入	受託業務等収入	515,000
事業収支	受託業務等費用	515,000

事 業 支 出	受 費	託 業 務 等 費	432,000
	財		421,000
事 業 収 支 差 金			11,000
			83,000

事業収支差金8,300万円については、一般勘定の副次収入に織入れる。

別表第2 受信料額

契 約 種 别	支 払 区 分	月 領	6か月前払額	12か月前払額
カラーテレビ受信料	訪問集金	1,070円	6,100円	11,880円
衛星カラーテレビ受信料	口座振込	1,020円	5,810円	11,310円
普通受信料	訪問集金	700円	3,980円	7,770円
衛星カラーテレビ受信料	口座振込	650円	3,700円	7,200円
衛星普通受信料	訪問集金	2,000円	11,440円	22,290円
衛星普通受信料	口座振込	1,950円	11,150円	21,720円
衛星普通受信料	訪問集金	1,630円	9,350円	18,170円
衛星普通受信料	口座振込	1,580円	9,040円	17,600円
特別受信料	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円
特別受信料	口座振込	990円	5,630円	10,970円

別表第3 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーテレビ受信料	訪問集金	920円	5,280円	10,560円
カラーテレビ受信料	口座振込	870円	4,980円	9,710円
普通受信料	訪問集金	550円	3,170円	6,340円
普通受信料	口座振込	500円	2,870円	5,600円

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラーテレビ受信料	1,810円
衛星普通受信料	1,440円

別表第5 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラーテレビ受信料	150円

## 平成元年度事業計画

1 計画概説  
平成元年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、極めて厳しい財政状況にあることを認識し、一層収入の増加を図るとともに、権力業務の合理的、効率的運営を徹底することにより、現行受信料の月額をさらに据え置くこととし、衛星放送の普及を一層促進しつつ、視聴者の要望にこたえて公正な報道と豊かな放送番組の提供に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。衛星放送に要する経費については、衛星放送受信者に新たに負担を求めるこことし、衛星料金を含む受信料を平成元年8月に設定する。

- (1) 放送受信契約について、協会の行う放送の受信についての契約を、地上系による放送の受信契約と衛星系による放送を含む受信契約とに改め、さらにカラーテレビジョン放送を含む受信契約とカラーテレビジョン放送を含まない受信契約にそれぞれ区別する。
- (2) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あわにく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。
- (3) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。
- (4) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献すると同時に

に、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。

- (5) 受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

(6) 協会に対する聴取者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。

- (7) 調査研究については、ニュースメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の發展に資する。

(8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

- (10) 放送法第9条第3項に基づき新たに実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施し、副次収入の増加に努める。

## 2 建設計画

### 建設計画

建設計画については、衛星放送設備の整備に197億4,200万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に75億7,200万円、演奏所の整備に16億7,200万円、放送番組設備の整備に193億100万円、研究設備の整備等に78億1,300万円、総額561億円をもって施行する。

### 3 放送施設整備計画

将来の衛星放送の総局に必要な設備の整備を取り進めるほか、放送衛星2号を補完するための措置を講ずる。

これらに要する経費は、197億4,200万円である。

### 4 テレビジョン放送網整備計画

外国電波混信等による難視に対し、補完的に、1地区にテレビジョン局を建設する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、52億4,800万円である。

### 5 中波放送網整備計画

中波放送局については、3局の建設を行い、FM放送局については、1局を建設する。

また、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

### 6 演奏所整備計画

狭隘な地方放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設を継続し、大阪及び福岡放送会館の整備を取り進める。

これらに要する経費は、16億7,200万円である。

### 7 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の送出設備の改善整備を

行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行はるほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、193億100万円である。

### 8 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行はるほか、宿舎の整備等を行う。

### 9 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、24億8,600万円である。

## 3 事業運営計画

### 1 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョンにおいて、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした総合的な放送とし、夜間に多様な番組を新設するとともに、年間を通して特別編成を随時、集中的かつ機動的に実施する。

また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行ふ。また、教育放送は、1日18時間の放送時間により、学校放送をはじめ各種教育番組を中心とする放送とし、学校放送番組、生涯教育番組などを充実する。

衛星放送については、第1テレビジョンは24時間放送の特質を生かした国際情報を中心とする放送とする。第2テレビジョンは、主な総合テレビジョン番組と教育テレビジョン番組及び衛星独自番組を編成する放送とし、1日22時間20分(週間平均)の放送を実施するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオにおいては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース・生活情報を中心とする一般向け放送とし、地域に密着した各種情報の提供に努める。第2放送は、1日18時間30分の放送時間による教育番組を中心とした放送とし、教育・教養番組を中心とするFM放送においては、1日19時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心とする放送とし、総合的な音楽放送として強化を図る。

地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、生涯学習への利用の促進を図る。

これらの番組関係に要する経費の総額は、833億3,891万9千円である。すなわち、番組制作に872億5,862万3千円、番組の編成企画その他に60億8,129万6千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、831億7,114万7千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度1,043億5,658万2千円に対し、221億5,448万4千円の増額となり、総額1,265億1,106万6千円である。

### 2 国際放送

国際放送については、1日43時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各

地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与とともに、海外中盤を拡充し、受信の改善に努める。

このため、前年度30億6,176万2千円に対し、1億2,008万4千円の増額となり、総額31億8,134万6千円である。

### (3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化を継続して推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度31億8,157万9千円に対し、39億568万1千円の増額となり、総額41億8,726万円である。

### (4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

これに要する経費は、前年度12億2,605万9千円に対し、1億455万2千円の増額となり、総額13億3,061万1千円である。

### (5) 広 報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、受信料制度について視聴者の理解を得るために積極的な広報活動を行うとともに、衛星放送、ハイビジョンなどニアメディアについての広報を一層推進する。

このため、前年度15億3,547万3千円に対し、3億2,921万5千円の増額となり、総額18億5,688万8千円である。

### (6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度39億6,253万7千円に対し、7億9,389万4千円の増額となり、総額47億5,643万1千円である。

### (7) 給 与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,229億7,369万9千円である。

### (8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度361億5,778万2千円に対し、34億3,064万3千円の増額となり、総額395億8,842万5千円である。

### (9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システム開発経費の増加等により、前年度93億7,374万円に対し、8億4,533万円の増額となり、総額102億4,907万円である。

外 中 (報)

## 116

### 10 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費 384億2,000万円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費 111億5,727万4千円及び予備費20億円を計上する。

### 11 特別収入及び特別支出

固定資産売却益等の特別収入 153億740万円及び固定資産売却損等の特別支出 8億60万円を計上する。

### 12 受託業務等

放送法第9条第3項に基づく受託業務等については、会館施設等の一時供用、放送番組の受託制作等を行う。

### 4 受信契約件数

これらに係る収入は5億1,500万円であり、支出は4億3,200万円である。

### 1) カラー契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	平成元年度	昭和63年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	30,571,000	30,011,000	560,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	2,040,000	2,160,000	△ 120,000
年 度 内 解 約 件 数	2,860,000	1,600,000	1,260,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 820,000	560,000	△ 1,320,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	平成元年度	昭和63年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	695,000	681,000	14,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	57,000	53,000	4,000

年 度 内 解 約 件 数	44,000	39,000	5,000
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△ 13,000	14,000	△ 1,000

### 2) 普通契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	平 成 元 年 度	昭 和 63 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	1,369,000	1,499,000	△ 130,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	280,000	280,000	△ 50,000
年 度 内 解 約 件 数	340,000	410,000	△ 70,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 110,000	△ 130,000	△ 20,000

## イ 受信料免除見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 免 除 件 数		193,000	206,000	△ 13,000	
年 度 内 新 規 免 除 件 数		5,000	6,000	△ 1,000	
年 度 内 解 約 件 数		17,000	19,000	△ 2,000	
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△	12,000	13,000	△ 1,000	

## (3) 衛星カラー契約

## ア 有料契約見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 新 規 契 約 件 数		1,367,000	—	1,367,000	
年 度 内 解 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 增 加 契 約 件 数		1,367,000	—	1,367,000	

## イ 受信料免除見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 新 規 免 除 件 数		5,000	—	5,000	
年 度 内 解 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 增 加 免 除 件 数		5,000	—	5,000	

## (4) 衛星普通契約

## 有料契約見込件数

区	分	平成元年度	昭和63年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 新 規 免 除 件 数		10,000	—	10,000	
年 度 内 解 約 件 数		0	—	0	
年 度 内 增 加 契 約 件 数		10,000	—	10,000	

## (参考1)

## 有料契約見込総数

区	分	カラーコード	普通契約	衛星カラー契約	普通契約	特別契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		30,571,000	1,369,000	0	0	0	31,940,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	820,000	△ 110,000	1,367,000	10,000	3,000	450,000
年 度 末 契 約 件 数		29,751,000	1,259,000	1,367,000	10,000	3,000	32,390,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラーコード	普通契約	衛星カラー契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		234,000	15,000	0	249,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	4,000	△ 1,000	9,000	4,000
年 度 末 契 約 件 数		230,000	14,000	9,000	253,000

## (参考2)

## 支払区分別受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数		7,736,000	33,835,000	0	30,571,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	812,000	△ 132,000	124,000	△ 820,000
年 度 末 契 約 件 数		6,924,000	22,703,000	124,000	29,751,000

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数		180,000	54,000	0	234,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	12,000	7,000	1,000	△	4,000
年 度 未 契 約 件 数		168,000	61,000	1,000	230,000	

## (2) 普通契約

## 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数		584,000	775,000	0	1,369,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	48,000	68,000	6,000	△	110,000
年 度 未 契 約 件 数		546,000	707,000	6,000	1,259,000	

## (3) 衛星カラーコード

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数		13,000	2,000	0	15,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	1,000	0	△	1,000	
年 度 未 契 約 件 数		12,000	2,000	0	14,000	

## (4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数	0	0	0	0	0	
年 度 内 增 加 契 約 件 数	246,000	1,091,000	30,000	1,367,000		
年 度 未 契 約 件 数	246,000	1,091,000	30,000	1,367,000		

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合	計
年 度 初 頭 契 約 件 数		0	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	2,000	8,000	9,000	10,000
年 度 未 契 約 件 数		2,000	8,000	9,000	10,000

## 5 要員計画

区	分	要員	員数
事 業 運 営 関 係		14,727人	
建 設 関 係		255	

## 合 計

14,982

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内340人の純減を見込んだものである。

## 1 資金計画の概要 平成元年度資金計画

平成元年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額4,789億5,975万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額4,782億3,788万4千円をもって実施する。

2 入金の部  
受信料については、受信料収入予算3,641億2,463万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額3,616億327万5千円を予定する。

放送債券について60億円新行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、386億3,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入153億6,700万円、放送債券償還積立資産の戻入れ76億5,000万円、国際放送関係等交付金収入16億2,286万5千円、有価証券の売却269億7,800万円、受取利息その他の入金231億2,561万5千円を見込む。

以上により入金額は、総額4,789億5,975万5千円である。

## 3 出金の部

事業経費3,588億8,397万1千円、建設経費561億円、放送債券の償還76億5,000万円、長期借入金の返還54億6,400万円、出資8億円、放送債券償還積立資産への繰入れ52億9,200万円、有価証券の購入326億5,000万円、支払利息その他の出金163億9,791万3千円を合わせて出金額は、総額4,782億3,788万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	16,646,000	24,179,128	24,200,272	24,809,167	16,646,000
2 入受放送信債券料	113,084,393 103,248,124	93,829,119 76,704,496	164,049,910 107,001,674	107,986,333 74,464,981	478,959,755 361,609,275
長期借入金	0	0	0	5,976,000	5,976,000
固定資産売却収入	67,500	364,500	36,631,000	0	36,631,000
放送債権還積立	0	0	0	7,650,000	7,650,000
資産戻入れ				67,500	15,367,000
交付金収入	370,324	509,760	371,390	371,391	1,622,865
有価証券売却	1,500,000	13,700,000	40,000	11,378,000	26,978,000
受取利息その他の入金	7,798,445	2,480,263	4,778,346	8,088,461	23,125,615
3 出事業経費	105,551,265 81,604,443	163,441,015 78,371,396	109,211,470 12,001,615	84,586,662 14,592,325	478,237,884 353,883,971
建設債券償還	16,907,318	12,001,615	14,592,325	12,568,742	56,100,000
放送債券償還	0	0	4,400,000	3,250,000	7,650,000
長期借入金返還	0	0	0	5,464,000	5,464,000
出放送債券償還積立	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000
資産繰入れ	0	0	0	5,292,000	5,292,000
有価証券購入	500,000	200,000	31,400,000	550,000	32,550,000
支払利息その他の出金	6,339,504	2,944,964	3,637,220	3,476,225	16,397,913
4 期末資金有高	24,179,128	24,200,272	24,809,167	17,367,871	17,367,871

(参考)(註)

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成元年3月

郵政大臣

日本放送協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

61

日本放送協会(以下「協会」といふ。)の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、衛星料金を含む受信料の設定等の受信料体系の変更は、衛星放送に要する経費の負担の在り方等の観点から妥当なものと考える。

しかし、平成元年度収支予算においては、事業収支における143億円の不足額及び債務償還に必要な資金107億円の手当てを借り金によることとしている。

協会は、この厳しい現状を深く認識して事業運営の刷新、効率化を徹底し、公共放送としてあるべき事業運営を長期的に展望し、これに即した総合的な経営計画を策定するとともに、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意すべきである。

記

1 協会は、全般的な効率化及び経費節減を徹底するとともに、営業活動に全力を挙げて受信料収入の一層の増加を図り、平成元年度の収支予算上見込まれている支出超過額を極力減少させるよう努めること。

なお、衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

2 協会は、衛星放送の効率的、安定的実施に配意しつつ、その充実、普及に資するよう努めること。

なお、衛星第2テレビジョンにおいては、難視聴の解消のために必要な放送を確保すること。

3 協会からの出資については、放送法第9条の2の規定の趣旨に従い、公共放送としての協会の在り方にふさわしいものとすること。

4 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、その充実・強化に努めること。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定による郵便上場であつて、本部が決算報告書(以下「決算書」といふ。)の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成元年3月

郵政大臣

日本放送協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」といふ。)の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

平成元年3月

郵







65

め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「生命保険料控除額と」の下に「同項第五号の三の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額と」を「同項第八号」の下に「及び第三項」を加え、「同項第九号」を「第一項第九号」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「四十二万円」の下に「当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十三万円」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四十四万円」(当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円)を「五十一万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは老人扶養親族(次項に該当する者を除く。)である場合には、五十六万円)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所得割の納稅義務者が、第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年との合計所得金額が三百万円以下であるものである場合には、当該納稅義務者に係る第一項第八号の金額は、三十万円とする。

第三百一十七条の二第一項中「第三百十四条の二第四項」を「第三百十四条の二第五項」に、「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同項第五号中「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、同条第三項中「若しくは医療費控除額」を「医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

第三百四十三条第六項中「土地改良事業」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第二号の八中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構及び所有する」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「水資源開発公団」の下に「農用地整備公団」を加え、同項第二号の八中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団、本州四国連絡

る」を削り、同項第八号の次に次の一号を加え  
る。

八の二 文化財保護法第八十三条の四第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項第十一号の三中「企業組合」の下に「協業組合」を加え、同項第三十五号中「旅客会社」の下に「(第五項において「旅客会社」とあわせて)同条に次つて二項を加える。」

5 市町村は、旅客会社が日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第一二十三条第一項若しくは新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年

法律第八十九号)第二十一条第一項の規定に基づき借り受ける固定資産のうち第二項第二号の五、第二号の六、第二号の八若しくは第五号に

掲げる固定資産で政令で定めるもの又は本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第二十九条第一項第三号の規定に基づき利用す

る固定資産のうち第二項第二号の六若しくは第五号に掲げる固定資産を政令で定めるものに対しては、固定資産税を課すことができない。

第三百四十九条の二第十五項中「鉄道事業者若しくは」を「鉄道事業者又は」に改め、「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を削り、同条第二十二項中「若しくは新幹線鉄道保有機関」

「機構」を削り、同条に次の一項を加える。

定めるものを受け、雪崩、落石等による災害の防止又は海岸若しくは河岸の保全のために敷設した鉄道に係る線路設備で自治省令で定める

ものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該線路設備に対しして新たに固定資産税が課されることとなつた

年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該線路設備の価格の三分の二の額とする。

信託の三分の一の割合

**第五百八十六条第二項第一号の二を次のように改める。**

の二 多趣分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第七条第二項第三号に規定する市町村整備地区において同法第十二条

第一項に規定する承認基本構想に従つて整備される同法第七条第二項第四号に規定する中

核の民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるもの又は同法第二十二条第三項第三号に規定する業務施設集積地区

において同法第二十六条に規定する承認基本構想に従つて整備される同法第二十二条第三項第四号に規定する中核的民間施設の用に供

する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋若しくは構築物の取扱に供する上地

第五百八十六条第一項第二号へ中「廃プラスチック類の油化処理施設を含む。」を削り、同項

第二十八号中「第三百四十八条第二項」の下に「及び第五項」を加える。

うに改める。

油を販売することを業とする者で、第七百条の六の二第一項の規定により自治大臣の指定を受けている者をいう。

特約業者、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、第七百条の六の四第一項の規定

第七百条の二第一項第四号を削る。  
う。により道府県知事の指定を受けている者をい

第七百条の三第一項中「の引取」を「の引取り」に改め、「又は特約業者」を削り、「除く。」を「除く。次項において同じ。」で当該引取りに係る軽油の現

実の納入を伴うもの」に、「容量」を「その数量」に、

〔特約業者又は元売業者の營業所〕を「軽油の納入地〔石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第七百条の十一第二項及び第七百条の十一の三第一項において同じ。〕」に改め、同条第四項中「前二項を「前各項」に改め、「所有している場合の下に〔特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。〕」を加え、「所有している軽油」を「所有に係る軽油〔引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下本項及び第七百条の十四第一項第四号において同じ。〕」に、「すでに」を「既に」に、「当該所有している」を「その」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項を「前各項」に改め、「炭化水素とその他の物との混合物又は單一の炭化水素で、温度十五度及び一気圧において液状のものを含む。以下同じ。〕」を削り、「炭化水素油にすでに」を「炭化水素油〔燃料炭化水素油については、第七百条の二十二の二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。〕」に既に、「又は揮発油が含まれているときは、当該消費に係る炭化水素油の数量から、当該軽油〕を若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油〕に、「控除して得た〕を「控除した〕」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項〕を「前二項〕に改め、「石油製品の販売業者〕の下に〔以下本節において「石油製品販売業者」という。〕を、「販売量〔の下に「第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定により混和の承認を受けた〕を加え、「すでに」に改め、「当該販売に係る軽油の数量から〕を削り、「控除して得た〕を「控除した〕に、「当該販売業者〕を「当該石油製品販売業者〕に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。



第七百条の十中「第七百条の三第二項、第三項若しくは第四項」を「第七百条の三第三項から第六項まで」に改める。

結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者」を「特約業者」に改め、同条第一項中「毎月末日までに」の下に、「自治省令で定める様式によつて」を、「以下」の下に「本節において」を加え、「引取に」を「引取りに」、「納入申告書を」を「納入申告書を」に、「の営業所在地の」を「からの引取りに係る軽油の納入地所」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「引取に」を「当該引取りに」に、「当該引取を「引取り」に改め、同条第四項中「引取に」を「引取りに」に、「第七百条の十七の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者が受け取つた」を「自治省令で定めることにより、第七百条の十一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した」に、「道府県知事」を「当該道府県知事」に改め、同条第五項中「第一項の軽油引取税の特別徴収義務者」を「第七百条の十一の三第三項に規定する登録特別徴収義務者」に改め、「ついて」の下に「当該登録に係る道府県に」を加え、「第二項及び」を「同項及び」に改め、同条に次の二項を加える。

8 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めることにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。第七百条の十一の三を次のように改める。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第七百条の十一の三 軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

3 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下本節において同じ。）から前項の登録の消除の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

第七百条の十二の見出し中「登録等」を「証票の交付等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前条第一項」に、「場合においては」を「場合には」に、「者に」を「者のうち当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに」を加え、「証票」を「自治省令で定める証票」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「営業所を「事務所又は事業所について」の下に、「その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに」を加え、「見易い」を「見やすい」に改め、同項を同条第四項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項」を「第一項」に改め、「営業所における」を削り、「場合においては」を「場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には」に、「消滅した」を「消滅した」に改めし、又は廃止したに改め、同項を同条第四項とまで」に改める。

第七百条の十三第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第七百条の十一の三第一項」に改め、同項第二号中「前条第三項から第五項まで」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

品販売業者」に、「当該販売業者」を「当該石油製品販売業者」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第七百条の三第四項の軽油を所有している」を「第七百条の三第六項に該当する」に、「その所有している」を「その所有に係る」に、「当該所有している」を「その」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第七百条の三第三項の」を「第七百条の三第五項に該当する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七百条の三第四項に該当する元売業者、特約業者又は石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から月末までの間ににおける当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該元売業者、特約業者又は石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の十五第一項中「の引取」を「の引取り」に、「当該免税軽油使用者の主たる」を「免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「当該免税証の交付を行つた道府県に係る登録特別徴収義務者」に、「主たる事務所又は事業所」を「その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所」に改め、同條第四項中「軽油引取税の特別徴収義務者である者」を「当該免税証に係る免稅取扱特別徴収義務者」である者」を「当該免税軽油使用者」を「道府県知事は当該免税軽油使用者」に改め、同条第五項中「免税軽油使用者」を「道府県知事は当該免税軽油使用者」に改め、同項第五号を「代つて」を「代わつて」に、「軽油引取税の特別徴収義務者である販売業者」を「当該免税軽油の引取を行ふため免税証の交付を申請したときは、当該道府県

業者に係る当該事務所又は事業所所在地に改める。

第七百条の十六の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「引取」を「引取り」とし、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金」に処し、又はこれに改め、同条第三項中「おいては」の下に「当該免税証を交付した」を加え、「引取」を「軽油引取税の特別徴収義務者からの軽油の引取とみなし」を「引取り」を第七百条の三第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百条の十七中「軽油引取税の特別徴収義務者」を「免稅取扱特別徴収義務者」に、「の引取」を「の引取り」とし、「引渡し」を「引渡し」に改める。

第七百条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「引取」を「引取り」とし、「三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金」を「五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ」に改め、同条第四項中「第七百条の十六第三項」を「第七百条の十六第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。第七百条の二十第一項中「二十五万円」を「五十万円」に改める。

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

二七八





71

同条第三十一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とする。

附則第十七条の見出し中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第六号中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に、「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第十八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に、「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。

月三十日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

「昭和六十四年四月三十日」を「平成元年四月三十日」に改め、同条第六項中「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日から昭和六十五年二月二十八日まで」を「平成元年十月一日から平成二年一月二十八日まで」に改め、同条第七項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項

「十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を同条第二十一

第八項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に改める。  
附則第十六条第一項及び第二項中「昭和六十五年一月一日」を「平成二年一月一日」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和六十六年三月三十日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和六十三年一月一日」を「平成二年一月一日」に改める。

として定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する軽自動車で自治省令で定めるものに対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、同項第二号ハ中「三千円」とあるのは「二千九百円」と、「四千円」とあるのは「三一千六百円」と読み替えるものとする。

を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。  
附則第三十二条第一項及び第二項中「昭和六十  
五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に  
改め、同条第三項中「昭和六十八年三月三十一日」  
を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第四項中  
「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三  
十一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成

十三年一月一日を平成二年一月一日に改め  
同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「昭和六十四年度分」を「平成元年度分」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「昭和十六年度」を「平成三年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中

3 平成元年度分及び平成二年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両法第四十一条の規定により、同条第三項中「前二項の」を「前三項の」に改め、同条第三項中「前二項の」を「前三項の」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

は、第五百八十五条第一項の規定にかかるわらず、特別土地保有税を課すことができない。

附則第三十一条の三第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同条第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第三十二条の五第一項中「昭和六十六年度」

「一日前まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十九項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「昭和六

附則第十五条の三第一項中「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年度から平成八年度まで」に、「若しくは第二十一項」を「第二十二項若しくは第三十四項」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改め、同項の表中「一・五を」「一・五倍を」に改める。  
附則第二十七条の二第一項及び第二十八条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。

五条第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域において、当該承認の日から八年以内の期間で政令で定める期間内に、製造の事業又は研究の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用又は研究所用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令

項とし、同条第十五項中「昭和六十年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十日まで」を「昭和六十三年四月一日から平成二年三月三十日

附則第十五条の二第一項中「若しくは第二十二項」を、「第二十二項若しくは第三十四項」に改め、同条第二項中「(昭和三十九年法律第三号)及び「(昭和四十五年法律第八十一号)」を削り、「昭和六十四年度から昭和七十一年度まで」を「平成元年

附則第十八条の二、第十九条の見出し及び同条  
第一項、第十九条の四 第一項 第二十二条第一  
項、第二十四条並びに第二十五条の見出し及び同  
条第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年年度」に改  
める。

市町村は、昭和五十九年一月一日から平成元年三月三十一日までの間に行われた高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項に規定する承認（同法第六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第



73

附則第三十八条第一項から第六項までの規定中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号ニ」の下に「及び第八号」を加え、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「同項第八号及び第十二号」を「同項第十二号」に改め、同条第十項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附

成二年度」に改め、同条第十一項中「昭和六十七年三月三十日」を「平成四年三月三十日」に改め、同条第十一項中「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改め、同条第十三項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十二項」に、「附則第三十七条第十二項又は第十三項」を「附則第三十七条第十一項又は第十二項」に、「第十九項」を「第十一項」に、「附則第三十七条第十三項」を「附則第三十七条第十二項」に、「附則第三十七条第十三項」を「附則第三十七条第十二項」に改める。

**附則第三十七條第一項第一号中「昭和六十五年」を「平成二年」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月十六日」を「平成二年三月十六日」に改め、同条第七項中「昭和六十五年度」を「平成」年度に改め、同条第九項中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」を「平成元年度から平成三年度まで」に改め、同条第十項中「昭和六十五年度」を「平**

額〔一〕とあるのは「三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」と、第七百三条の五中「総所得金額〔一〕とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは同法」とする。

施行期

則第三十一条の三第十一項を「附則第三十二条の三第十一項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改め、同条第十二項中「昭和六十五年三月三十日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第三十九条第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成三年三月三十日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「第十項まで」を「第十一項まで」に改める。

道府見聞錄

成元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第三十四条同条第一項第三号を除く。」

第四十五条の二及び附則第三十三条の二第一項第二号の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第三十四条第一項第五号の三の規定は、

不動志

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定に不動産取得税に関する部分は、施行日以後

1

4 前の解説又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

1

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。  
新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

1

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

1

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例によ

1

4 前の解説又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の

1

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。  
新法附則第九条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の

1

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税につ

1

4 日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日

1

日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業脱手とは、なんら従前の例とはなる。

1

あるのは、「地方税法の一部を改正する法律平成元年法律第一号」による改正前の地方税法附則第十一条の四第十五項」とする。

#### 第五条 新法第百四十七条第一項第一号の規定

は、平成元年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和六十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

四輪以上の小型自動車のうち自治省令で定めるものに對して課すべき平成元年度分の自動

車税の標準税率は、新法第百四十七条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

前項に規定する小型自動車に對する新法第百四十七条第一項第一号の規定の適用について

は、平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる字句は、平成二

年度分にあっては同表の中欄に掲げる字句に、平成三年度分にあっては同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

句にそれぞれ読み替えるものとする。

一万三千八百円	一万九百円	一万二千三百円
一万五千七百円	一万五百百円	一万三千五百円
一万七千九百円	一万二千三百円	一万五千百円
二万五百円	一万三千百円	一万六千七百円
二万三千六百円	一万四千二百円	一万八千九百円
二万七千二百円	一万五千四百円	二万三千百円
四万七百円	一万九千九百円	三万三百円
四万五千円	四万三千三百円	四万三千百円
五万五千円	四万三千三百円	四万七千五百円
五万八千円	四万五千六百円	五万七千五百円
六万六千五百円	四万八千五百円	六万四千百円
七万六千五百円	五万五千八百円	七万一千七百円
八万八千円	五万五千六百円	八万七千五百円
十一万円	六万三千三百円	

前項の規定の適用がある場合における新法第四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「同項各号」とあるのは「第一項(改正法)第一項(同号)」と読み替えて適用される場合を含む。)」と、同

条第五項中「前各項」とあるのは「前各項(改正法附則第五条第三項及び第四項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車税について、なお従前の例による。

ノール自動車に對して課する昭和六十三年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(個人の市町村民税に関する経過措置)

第六条 新法附則第三条の三第三項及び第四項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の市町村民税について適用する。

個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十四条の二(同条第一項第三号を除く。)第三百十七条の二及び附則第三十三条の二第六項の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十四条の二第一項第五号の三の規定は、市町村民税の所得割の納稅義務者が昭和六十四年一月一日以後に共同募金会に対して支度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

お従前の例による。

新法第三百四十九条の三第三十四項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に敷設された同

項に規定する償却資産に對して課する平成元年

度以後の年度分の固定資産税について適用す

る。

新法第三百四十九条の三第三十四項の規定は、平成元年十月一日以前に行われた旧法第七百

条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の消費及び新法第七百条の四第一項各号の軽

油の消費又は譲渡に對して課すべき軽油引取税並びに同日以後に軽油引取税の特別徵收義務者が新法第七百条の三第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

新法第三百四十九条の三第三十四項の規定は、昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十

一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設及び同日までに石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)第十

条の二第二項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設(以下この項において「届出計画に係る石油ガス備蓄施設」という。)に對して課する固定資産税については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

計画に係る石油ガス備蓄施設に對する同項の規定の適用については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

行日から平成四年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三項に規定する石油ガス備蓄施設(以下この項において「届出計画に係る石油ガス備蓄施設」という。)に對して課する固定資産税については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

なおその効力を有する。この場合において、届出計画に係る石油ガス備蓄施設に對する同項の規定の適用については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

計画に係る石油ガス備蓄施設に對する同項の規定の適用については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

3 新法の規定による元売業者の指定の申請及び指定は、新法第七百条の六の二第一項の規定の例により、平成元年十月一日においても行うことができる。

4 平成元年九月三十日において現に旧法の規定により元売業者の指定を受けている者（以下この条において「旧元売業者」という。）で同年十月一日において前項又は新法第七百条の六の第二項の規定による元売業者の指定を受けないものに係る旧法の規定による当該元売業者の指定は、同日から平成二年三月三十一日までの間に限り、同項の規定による元売業者の指定とみなす。

5 平成元年九月三十日において現に旧法第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者（以下この条において「旧特約業者」という。）は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定により、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

6 旧元売業者又は旧特約業者は、平成元年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百条の六の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特約業者の指定の申請を受けることができる。この場合において、同項中「仮特約業者」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第7号）附則第八条第四項に規定する旧元売業者又は同条第五項に規定する旧特約業者」とする。

7 平成二年三月三十一日において第四項の規定の適用を受けていた旧元売業者又は同日において第五項の規定の適用を受けていた旧特約業者のうち、同年四月一日において第三項若しくは新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定又は新法第七百条の六の四第一項の

規定による特約業者の指定を受けていないものは、同日から同年五月三十一日までの間に限り、同項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

8 道府県知事は、条例で定めるところにより、軽油引取税の特別徴収義務者が平成元年九月三十日において交付を受けている旧法第七百条の十二第二項の証票を返納させるものとする。

9 平成元年九月三十日以前に旧法第七百条の十五第一項の規定により交付された免税証の使用については、第一項の規定にかかわらず、同年十月一日から同月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

第十一条 新法第七百三条の四第十七項及び附則第三十五条の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税については、なつては、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十二条 新法附則第三十条の二第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和六十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表軽油引取税の項中「の引取」を「の引取り」に、「第七百条の三第三項」を「第七百条の三第五項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条 農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 施行日以後に公団が直接新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産に対する新地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開發公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する固定資産」とする。

（施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第三百四十三条第六項の規定の適用）

第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。」とする。

第十五条 前条の規定による改正後の農用地開發公団法の一部を改正する法律附則第十三条第六項及び第八項の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 地方税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

附則第一条第二号中「附則第三十五条の四を「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十号）に規定する業務のうち農用地開發公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。」とする。

第十五条 前条の規定による改正後の農用地開發公団法の一部を改正する法律附則第十三条第六項及び第八項の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 地方税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を「及び第七項」を「第三項及び第八項」に改める。

附則第一条第二号中「附則第三十五条の四を「附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の五を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を」に改める。

（施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一号イ又はロの事業の用に供する固定資産」とする。

附則第十三条第五項の次に次の二項を加え

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額の引上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について

見直しを行うこととするほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

**議案の目的及び要旨**

本案は、住民負担の軽減及び合理化等を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

**1 道府県民税及び市町村民税**

(一) 所得割の非課税限度額算定の基準額を三十二万円（現行三十一万円）に引き上げること

と（平成元年度分から実施）。

(二) 年齢七十歳以上のいわゆる寝たきり老人等に係る扶養控除額等を引き上げることとし、例えば寝たきり老親と同居する場合の控除額を九十一万円（現行七十二万円）とすること（平成二年度分から実施）。

(三) 扶養親族である子を有する一定の寡婦について、寡婦控除額を三十万円とするほか、住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金について所得控除を設けること（平成二年度分から実施）。

**事業税**

法人事業税の分割基準を次のとおり改正すること（平成元年四月一日以後に終了する事業年度から実施）。

(1) 製造業で資本の金額又は出資金額が一億円以上の法人について工場の従業者数を五割増しとして算定すること。

**(2) 証券業に係る分割については、課税標準額の二分の一を事務所又は事業所の数に、他の二分の一を従業者の数にあん分して行うこと。**

自動車税、軽自動車税及び自動車取得税に係る税率構造がよりならかなるものとなるよう普通自動車の税率の見直しを行うこと（平成元年度分から実施）。

**(3) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税について、平成二年自動車排出ガス適合車に係る税率の軽減措置等を講ずること（平成元年度分から実施）。**

自動車税、軽自動車税及び自動車取得税について、平成二年自動車排出ガス適合車に係る税率の軽減措置等を講ずること（平成元年度分から実施）。

**(4) 軽油引取税**

課税の適正な執行を確保する等のため次のように改正すること（平成元年十月一日から実施）。

(一) 課税客体を軽油の引取りで納入を伴うものとし、納入地所在の都道府県において課するものとすること。

(二) 元売業者及び特約業者の指定に係る制度を整理すること。

(三) 軽油等を混和する場合等においては、都道府県知事の承認を受けなければならないこととすること。

**5 国民健康保険税**

課税限度額を四十二万円（現行四十万円）に引き上げること（平成元年度分から実施）。

(一) 公的年金等に係る所得の種類の変更に伴い、年齢六十五歳以上の被保険者の有する公的年金等に係る所得について所要の調整

**措置を講ずること（平成元年度分から実施）。**

非課税等特別措置の整理合理化等に、他の二分の一を従業者の数にあん分して行うこと。

石油ガス備蓄施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を廃止するとともに、不動産取得税、特別土地保有税等の非課税等特別措置について整理合理化等を行うこと（平成元年度分から実施）。

**6 その他所要の改正を行うこと。**

なお以上の地方税制の改正等による減収額は、平成元年度においては三百六億円（平年度四百三十七億円）と見込まれる。

**7 議案の可決理由**

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成元年三月二十三日

地方行政委員長 西田 司

衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

**附帯決議**

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、税制改革による地方公共団体への財政構造の変化と高齢化社会等に対応する行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況を踏まえ、国と地方及び都道府県と市町村の税源再配分の検討を含め、地方税源の拡充を図るとともに、次の諸項についてその実現に努めること。

**一 個人住民税については、中低所得者の負担軽減のため、常に国民生活水準の動向、中低所得者の税負担感に配慮し、適正な負担水準を検討すること。**

税負担の公平を推進するため、事業税その他の地方税における非課税等特別措置の整理合理化を図ること。

税の外形標準課税の導入について引き続き検討すること。

都市税源の充実を図るために、事業税の課税団体の範囲の拡大について引き続き検討すること。

固定資産税について、最近の地価高騰の状況にかんがみ、小規模住宅用地等に係る負担軽減措置の更なる改善などを検討すること。

都市税源の充実を図るために、事業税の課税団体の範囲の拡大について引き続き検討すること。

地方譲与税については、各地方公共団体の財政構造の変化等を見守りつつ、必要に応じてその譲与基準等について適切な見直しを行うこと。

総合課税への移行を展望し、住民のプライバシー保護に留意した納税者番号制度の導入を検討すること。

今後の税制改革に関しては、地方公共団体及び議会の意見等を十分に尊重するとともに、地方自治の本旨にのっとり自主性を損ねることのないよう十分留意すること。

右決議する。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

平成元年二月十七日

内閣総理大臣 竹下 登

消防施設強化促進法の一部を改正する法律  
案  
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十  
七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十九年度から昭和六十三  
年度まで」を「平成元年度から平成五年度まで」に、  
「七分の三」を「十分の四」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第二項の規定は、平成元年度分  
の予算に係る国の補助金から適用し、昭和六十  
三年度以前の年度分の予算に係る国の補助金に  
ついては、なお従前の例による。

#### 理 由

人口急増市町村における消防施設の整備を促進  
するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫  
補助率の特例措置を、引き続き平成五年度まで講  
ずることとする必要がある。これが、この法律案  
を提出する理由である。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律  
案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、人口急増市町村における消防施設の  
整備を促進するため、これらの市町村に対する  
消防施設に係る国庫補助率を二分の一以内とす

る特別措置の適用期限を五年延長し、平成五年

度までとするとともに、政令で定める人口急増

市町村に対する国庫補助率を十分の四以内(現  
行七分の三以内)に改めようとするものである。

平成元年二月十七日

内閣総理大臣 竹下 登

消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十  
七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十九年度から昭和六十三  
年度まで」を「平成元年度から平成五年度まで」に、  
「七分の三」を「十分の四」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 本案施行に要する経費  
平成元年度自治省所管一般会計歳出予算中消  
防庁の消防施設等整備費補助のうち七億六千  
九百六十七万八千円が計上されている。

#### 理 由

右報告する。

平成元年三月二十三日  
地方行政委員長 西田 司

衆議院議長 原 健三郎殿

#### 理 由

新東京国際空港周辺地域における河川、教育施  
設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京  
国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置  
に関する法律の有効期限を延長する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の  
特別措置に関する法律の一部を改正する法  
律案

#### 理 由

右  
国会に提出する。

平成元年二月十七日  
内閣総理大臣 竹下 登

内閣総理大臣 竹下 登

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の  
特別措置に関する法律の一部を改正する法  
律案

#### 理 由

右  
国会に提出する。

平成元年二月十七日  
内閣総理大臣 竹下 登

内閣総理大臣 竹下 登

新東京国際空港周辺整備のための国財政上の  
特別措置に関する法律の一部を改正する法  
律案

#### 理 由

平成元年三月二十四日 衆議院会議録第七号 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を  
「平成六年度」に改める。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
新東京国際空港周辺整備のための河川、教育施  
設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京  
国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置  
に関する法律の有効期限を延長する必要がある。

#### 理 由

右  
国会に提出する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律  
案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三  
号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

第一条の表中「七八四人」を「七八九人」に改め  
る。

第二条中「二万三千三百七十六人」を「二万三千四百  
一人」に改める。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

#### 附 則

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図  
るために、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所  
の職員の定員を改める必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

#### 理 由

右  
国会に提出する。

の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を  
「平成六年度」に改める。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
新東京国際空港周辺整備のための河川、教育施  
設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京  
国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置  
に関する法律の有効期限を延長する必要がある。

#### 附 則

第一条の表中「七八四人」を「七八九人」に改め  
る。

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三  
号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

第二条中「二万三千三百七十六人」を「二万三千四百  
一人」に改める。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

#### 附 則

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図  
るために、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所  
の職員の定員を改める必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

#### 理 由

右  
国会に提出する。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を  
「平成六年度」に改める。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
新東京国際空港周辺整備のための河川、教育施  
設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京  
国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置  
に関する法律の有効期限を延長する必要がある。

#### 附 則

第一条の表中「七八四人」を「七八九人」に改め  
る。

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三  
号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

第二条中「二万三千三百七十六人」を「二万三千四百  
一人」に改める。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

#### 附 則

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図  
るために、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所  
の職員の定員を改める必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

#### 理 由

右  
国会に提出する。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を  
「平成六年度」に改める。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
新東京国際空港周辺整備のための河川、教育施  
設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京  
国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置  
に関する法律の有効期限を延長する必要がある。

#### 附 則

第一条の表中「七八四人」を「七八九人」に改め  
る。

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三  
号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

第二条中「二万三千三百七十六人」を「二万三千四百  
一人」に改める。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

#### 附 則

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図  
るために、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所  
の職員の定員を改める必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

#### 理 由

右  
国会に提出する。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成六年三月三十一日」に、「昭和六十四年度」を  
「平成六年度」に改める。

平成元年三月二十四日

内閣総理大臣 竹下 登

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
新東京国際空港周辺整備のための河川、教育施  
設、農業用施設等の整備を促進するため、新東京  
国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置  
に関する法律の有効期限を延長する必要がある。

#### 附 則

第一条の表中「七八四人」を「七八九人」に改め  
る。

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三  
号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

第二条中「二万三千三百七十六人」を「二万三千四百  
一人」に改める。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

#### 附 則

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図  
るために、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所  
の職員の定員を改める必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

#### 理 由

右  
国会に提出する。

裁判所職員定員法(昭和四十五年法律第七号)の  
一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七号)

の一部を次のように改正する。  
附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を  
「平成六年三月三十一

**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書**

**一 議案の目的及び要旨**

本案は、簡易裁判所における民事訴訟事件並びに地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図るために、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 簡易裁判所判事の員数を五人増加すること。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加すること。

**二 議案の可決理由**

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認められる。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

**三 本案施行に要する経費**

平成元年度裁判所関係予算に、一億二百十三万二千円が計上されている。

右報告する。

平成元年三月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿 法務委員長 友納 武人

**国立劇場法の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。  
平成元年一月二十二日

内閣総理大臣 竹下 登

**国立劇場法の一部を改正する法律**

國立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「主として我が国」を「我が国」に、「行な

い、その保存及び振興」を「行い、その保存及び振

興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸

術(同項において「現代舞台芸術」という。)の公演、

実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及

び普及」に改める。

第九条中「役員は」を「会長、理事長及び監事は」に改め、同条に次の二項を加える。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を

受けなければならない。

第十九条第一項中「業務を行なう」を「業務を行なうに改め、同項第一号中「伝統芸能の公開」の下に「又は現代舞台芸術の公演」を加え、「公開を行なう」を「公開及び現代舞台芸術の公演を行う」に改め、同項第一号中「伝統芸能」を「伝統芸能に、養成すること」を「養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと」に改め、同項第三号中「伝統芸能」の下に「及び現代舞台芸術」を加え、「行ない」を「行い」に改め、同項第四号中「又は振興」を「若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及」に改め、同項第二項中「行なうほか」を「行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り」に改める。

**第三十八条中「三万円」を「十万円」に改める。**

第三十九条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の國立劇場法第九条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、國立劇場法第十条第一項の規定にかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

**1 国立劇場の目的に、現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図ること。**

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命するものとすること。

3 国立劇場の業務に、現代舞台芸術の公演のための劇場施設を設置する等現代舞台芸術関係の業務を追加すること。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

5 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

**二 議案の可決理由**

現代舞台芸術の振興及び普及を図るため、特殊法人國立劇場に現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等の業務を行わせるための措置を講ずることは妥当であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

1 本件に付する附帯決議は、

2 附帯決議の内容は、

3 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

4 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

5 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

6 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

7 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

8 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

9 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

10 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

11 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

12 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

13 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

14 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

15 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

16 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

17 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

18 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

19 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

20 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

21 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

22 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

23 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

24 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

25 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

26 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

27 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

28 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

29 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

30 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

31 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

32 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

33 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

34 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

35 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

36 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

37 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

38 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

39 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

40 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

41 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

42 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

43 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

44 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

45 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

46 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

47 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

48 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

49 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

50 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

51 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

52 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

53 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

54 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

55 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

56 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

57 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

58 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

59 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

60 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

61 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

62 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

63 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

64 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

65 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

66 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

67 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

68 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

69 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

70 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

71 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

72 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

73 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

74 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

75 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

76 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

77 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

78 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

79 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

80 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

81 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

82 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

83 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

84 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

85 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

86 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

87 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

88 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

89 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

90 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

91 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

92 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

93 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

94 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

95 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

96 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

97 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

98 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

99 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

100 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

101 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

102 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

103 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

104 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

105 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

106 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

107 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

108 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

109 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

110 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

111 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

112 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

113 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

114 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

115 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

116 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

117 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

118 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

119 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

120 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

121 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

122 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

123 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

124 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

125 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

126 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

127 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

128 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

129 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

130 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

131 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

132 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

133 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

134 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

135 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

136 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

137 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

138 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

139 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

140 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

141 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

142 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

143 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

144 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

145 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

146 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

147 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

148 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

149 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

150 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

151 附帯決議の実施に付する附帯決議は、

- 一 第二国立劇場(仮称)が現代舞台芸術の振興及び普及のための中核的施設として機能するため、國による適切な措置を講ずること。
- また、劇場の貸与に当たつては、その目的が十分達成されるよう配慮すること。
- 二 第二国立劇場(仮称)が現代舞台芸術の情報センターとしての役割を果たせるよう、その機能、設備等の充実に努めること。
- 三 國立劇場の管理・運営等の在り方について、芸術家及び芸術団体など関係者の意見を十分に尊重すること。
- 四 第二國立劇場(仮称)の竣工・開場まで、その準備・進捗状況を適宜當委員会に報告すること。
- 五 我が國の経済力と文化予算との現状にかんがみ、長期的・総合的観点に基づいて、文化予算の大額拡充に努めること。

去る十日、十四日及び十六日は、会議を開くに至らなかつた。

衆議院会議録第六号中正誤			
九	行 誤	正	
一	許 価		
二			
三	農 產 物	評 価	
		農 作 物	

第明治二十九年三月三十一日  
便物記號  
可日

平成元年三月二十四日 衆議院會議錄第七号

二九〇

発行所  
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区  
大蔵省印刷局

電話  
03(587) 4302

定価  
税本一  
九円を含む